

(新旧対照条文一覧)

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号) (第一条関係)	1
○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号) (第二条関係)	79
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号) (第三条関係)	89
○独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号) (第四条関係)	96
○鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号) (第五条関係)	102
○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) (第六条関係)	105
○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) (附則第十四条関係)	124
○土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号) (附則第十五条関係)	126
○金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号) (附則第十五条関係)	127
○石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号) (附則第十五条関係)	128
○石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号) (附則第十五条関係)	129
○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号) (附則第十五条関係)	132
○租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号) (附則第十六条関係)	133
○所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号) 附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(附則第十八条関係)	137
○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号) (附則第十九条関係)	141
○電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号) (附則第二十条関係)	143
○資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号) (附則第二十一条関係)	144
○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号) (附則第二十二条関係)	145
○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号) (附則第二十三条関係)	150
○特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号) (附則第二十四条関係)	151
○福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号) (附則第二十五条関係)	155

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）（附則第二十七条関係）
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）（附則第二十八条関係）
- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第 号）（附則第二十九条関係）
- 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）（附則第三十一条関係）

改正案	現行
<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針等（第三条・第四条）</p> <p>第三章 工場等に係る措置等</p> <p>第一節 工場等に係る措置</p> <p>第一款 総則（第五条・第六条）</p> <p>第二款 特定事業者に係る措置（第七条―第十八条）</p> <p>第三款 特定連鎖化事業者に係る措置（第十九条―第三十条）</p> <p>第四款 認定管理統括事業者に係る措置（第三十一条―第四十二条）</p> <p>第五款 管理関係事業者に係る措置（第四十三条―第四十七条）</p> <p>第六款 雑則（第四十八条―第五十四条）</p> <p>第二節 エネルギー管理士（第五十五条―第七十二条）</p> <p>第三節 指定講習機関（第七十三条―第八十三条）</p> <p>第四節 登録調査機関（第八十四条―第一百零二条）</p> <p>第四章 輸送に係る措置</p> <p>第一節 貨物の輸送に係る措置</p> <p>第一款 貨物輸送事業者に係る措置（第一百三条―第一百八条）</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針等（第三条・第四条）</p> <p>第三章 工場等に係る措置等</p> <p>第一節 工場等に係る措置</p> <p>第一款 総則（第五条・第六条）</p> <p>第二款 特定事業者に係る措置（第七条―第十七条）</p> <p>第三款 特定連鎖化事業者に係る措置（第十八条―第二十条）</p> <p>第四款 認定管理統括事業者に係る措置（第二十九条―第三十九条）</p> <p>第五款 管理関係事業者に係る措置（第四十条―第四十四条）</p> <p>第六款 雑則（第四十五条―第五十条）</p> <p>第二節 エネルギー管理士（第五十一条―第六十八条）</p> <p>第三節 指定講習機関（第六十九条―第七十九条）</p> <p>第四節 登録調査機関（第八十条―第九十八条）</p> <p>第四章 輸送に係る措置</p> <p>第一節 貨物の輸送に係る措置</p> <p>第一款 貨物輸送事業者に係る措置（第九十九条―第一百四</p>

第二款 荷主等に係る措置（第九九条—第二百二十六条）

第二節 旅客の輸送に係る措置等（第二百二十七条—第三百三十三條）

第三節 認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置等

第一款 認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置（第三百三十四條—第三百三十七條）

第二款 貨客輸送連携省エネルギー計画等（第三百三十八條—第三百四十二條）

第四節 航空輸送の特例（第四百三十三條—第四百四十六條）

第五章 建築物に係る措置（第四百四十七條）

第六章 機械器具等に係る措置

第一節 機械器具に係る措置（第四百四十八條—第五百五十二條）

第二節 熱損失防止建築材料に係る措置（第五百五十三條—第五百五十七條）

第七章 電気事業者に係る措置（第五百五十八條・第五百五十九條）

第八章 雑則（第六百六十條—第六百七十一條）

第九章 罰則（第六百七十二條—第六百七十八條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国で使用されるエネルギーの相当部分

）

第二款 荷主等に係る措置（第五五条—第二百二十二條）

第二節 旅客の輸送に係る措置等（第二百二十三條—第二百二十九條）

第三節 認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置等

第一款 認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置（第三百三十條—第三百三十三條）

第二款 貨客輸送連携省エネルギー計画等（第三百三十四條—第三百三十八條）

第四節 航空輸送の特例（第三百三十九條—第四百二十二條）

第五章 建築物に係る措置（第四百四十三條）

第六章 機械器具等に係る措置

第一節 機械器具に係る措置（第四百四十四條—第四百四十八條）

第二節 熱損失防止建築材料に係る措置（第四百四十九條—第五百五十三條）

第七章 電気事業者に係る措置（第五百五十四條・第五百五十五條）

第八章 雑則（第五百五十六條—第六百六十七條）

第九章 罰則（第六百六十八條—第六百七十四條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社

を化石燃料が占めていること、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していることその他の内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する所要の措置、電気の需要の最適化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「エネルギー」とは、化石燃料及び非化石燃料並びに熱（政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び電気をいう。

2 この法律において「化石燃料」とは、原油及び揮発油、重油その他経済産業省令で定める石油製品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスその他経済産業省令で定める石炭製品であつて、燃焼その他の経済産業省令で定める用途に供するものをいう。

3 この法律において「非化石燃料」とは、前項の経済産業省令で定める用途に供する物であつて水素その他の化石燃料以外のものをいう。

4 この法律において「非化石エネルギー」とは、非化石燃料並

会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「エネルギー」とは、燃料並びに熱（燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び電気（燃料を熱源とする熱を交換して得られる動力を交換して得られる電気に代えて使用される電気であつて政令で定めるものを除く。以下同じ。）をいう。

2 この法律において「燃料」とは、原油及び揮発油、重油その他経済産業省令で定める石油製品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスその他経済産業省令で定める石炭製品であつて、燃焼その他の経済産業省令で定める用途に供するものをいう。

3 この法律において「電気の需要の平準化」とは、電気の需要量の季節又は時間帯による変動を縮小させることをいう。

(新設)

びに化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱（第五条第二項第二号ロ及びハにおいて「非化石熱」という。）及び化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気（同号ニにおいて「非化石電気」という。）をいう。

5 この法律において「非化石エネルギーへの転換」とは、使用されるエネルギーのうちを占める非化石エネルギーの割合を向上させることをいう。

6 この法律において「電気の需要の最適化」とは、季節又は時間帯による電気の需給の状況の変動に応じて電気の需要量の増加又は減少をさせることをいう。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 経済産業大臣は、工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換並びに電気の需要の最適化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 基本方針は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、電気の需要の最適化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギー

（新設）

（新設）

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 経済産業大臣は、工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 基本方針は、エネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、電気の需要の平準化を図るために電気を使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギーの使用の合理化等の促進の

ギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

3～6 (略)

(エネルギー使用者の努力)

第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に努めるとともに、電気の需要の最適化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 工場等に係る措置等

第一節 工場等に係る措置

第一款 総則

(事業者の判断の基準となるべき事項等)

第五条 主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びにエネルギーの使用の合理化の目標(エネルギーの使用の合理化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標を含む。)及

ための施策に関する基本的な事項その他エネルギーの使用の合理化等に関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

3～6 (略)

(エネルギー使用者の努力)

第四条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の平準化に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 工場等に係る措置等

第一節 工場等に係る措置

第一款 総則

(事業者の判断の基準となるべき事項等)

第五条 経済産業大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びにエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するため

び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおけるエネルギーの使用の方法の改善、第四百四十九条第一項に規定するエネルギー消費性能等が優れている機械器具の選択その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

二 工場等（前号に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 化石燃料及び非化石燃料の燃焼の合理化
ロ～へ（略）

2 | 経済産業大臣は、工場等における非化石エネルギーへの転換

の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びに非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおける非化石エネルギーを使用する設備の設置その他非化石エネルギーへの転換に関する事項

二 工場等（前号に該当するものを除く。）における非化石エネルギーへの転換に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 燃焼における非化石燃料の使用

ロ 加熱及び冷却における非化石熱の使用

ハ 非化石熱を使用した動力等の使用

ニ 非化石電気を使用した動力、熱等の使用

一を使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおけるエネルギーの使用の方法の改善、第四百四十五条第一項に規定するエネルギー消費性能等が優れている機械器具の選択その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

二 工場等（前号に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項であつて次に掲げるもの

イ 燃料の燃焼の合理化
ロ～へ（略）

（新設）

3| 経済産業大臣は、工場等において電氣を使用して事業を行う者による電氣の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項その他当該者が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。

一 電氣需要最適化時間帯（電氣の需給の状況に照らし電氣の需要の最適化を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣が指定する時間帯をいう。以下同じ。）における電氣の使用から化石燃料若しくは非化石燃料若しくは熱の使用への転換又は化石燃料若しくは非化石燃料若しくは熱の使用から電氣の使用への転換

二 電氣需要最適化時間帯を踏まえた電氣を消費する機械器具を使用する時間の変更

4| 第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項並びに前項に規定する指針は、エネルギー需給の長期見通し、電氣その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する技術水準、業種別のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

5| 第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギーの使用の合理化に関する事項及び非化石エネルギーへの転換に関する事項の相互の調和が保たれたものでなければならぬ。

（指導及び助言）

第六条 主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化

2| 経済産業大臣は、工場等において電氣を使用して事業を行う者による電氣の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項その他当該者が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。

一 電氣需要平準化時間帯（電氣の需給の状況に照らし電氣の需要の平準化を推進する必要があると認められる時間帯として経済産業大臣が指定する時間帯をいう。以下同じ。）における電氣の使用から燃料又は熱の使用への転換

二 電氣需要平準化時間帯から電氣需要平準化時間帯以外の時間帯への電氣を消費する機械器具を使用する時間の変更

3| 第一項に規定する判断の基準となるべき事項及び前項に規定する指針は、エネルギー需給の長期見通し、電氣その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準、業種別のエネルギーの使用の合理化の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（新設）

（指導及び助言）

第六条 主務大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化

若しくは非化石エネルギーへの転換の適確な実施又は電気の需要の最適化に資する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、前条第一項若しくは第二項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をし、又は工場等において電気を使用して事業を行う者に対し、同条第三項に規定する指針を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

第二款 特定事業者に係る措置

(特定事業者の指定)

第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者（連鎖化事業者（第十九条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。第四項第三号において同じ。））、認定管理統括事業者（第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。第六項において同じ。）及び管理関係事業者（第三十一条第二項第二号に規定する管理関係事業者をいう。第六項において同じ。）を除く。第三項において同じ。）のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化又は非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

257 (略)

の適確な実施又は電気の需要の平準化に資する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をし、又は工場等において電気を使用して事業を行う者に対し、同条第二項に規定する指針を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

第二款 特定事業者に係る措置

(特定事業者の指定)

第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者（連鎖化事業者（第十八条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。第四項第三号において同じ。））、認定管理統括事業者（第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。第六項において同じ。）及び管理関係事業者（第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者をいう。第六項において同じ。）を除く。第三項において同じ。）のうち、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

257 (略)

(エネルギー管理統括者)

第八条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第十五条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務並びにその設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に關し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者(以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という。)を選任しなければならない。

2・3 (略)

(エネルギー管理企画推進者)

第九条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務(第十五条第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。)に關し、エネルギー管理統括者を補佐する者(以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。)を選任しなければならない。

一 (略)

二 エネルギー管理士免状(第五十五条に規定するエネルギー管理士免状をいう。以下この節において同じ。)の交付を受けている者

2・3 (略)

第十条〜第十四条 (略)

(中長期的な計画の作成)

(エネルギー管理統括者)

第八条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第十五条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に關し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者(以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という。)を選任しなければならない。

2・3 (略)

(エネルギー管理企画推進者)

第九条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務に關し、エネルギー管理統括者を補佐する者(以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。)を選任しなければならない。

一 (略)

二 エネルギー管理士免状(第五十一条に規定するエネルギー管理士免状をいう。以下この節において同じ。)の交付を受けている者

2・3 (略)

第十条〜第十四条 (略)

(中長期的な計画の作成)

第十五条 (略)

2 特定事業者(その設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換(他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。)の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、特定事業者による前二項の計画の適確な作成に資するため、それぞれ必要な指針を定めることができる。

4 (略)

(定期の報告)

第十六条 (略)

(合理化計画に係る指示及び命令)

第十七条 主務大臣は、特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該特定事業者のエネルギー

第十五条 (略)

(新設)

2 主務大臣は、特定事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

3 (略)

(定期の報告)

第十六条 (略)

(合理化計画に係る指示及び命令)

第十七条 主務大臣は、特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該特定事業者のエネルギー

ギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に関する計画（以下「合理化計画」という。）を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

255 (略)

（非化石エネルギーへの転換に関する勧告等）

第十八条 主務大臣は、第十五条第二項に規定する特定事業者が設置している工場等における同項に規定する非化石エネルギーへの転換の状況が第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、当該特定事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第三款 特定連鎖化事業者に係る措置

（特定連鎖化事業者の指定）

第十九条 経済産業大臣は、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する

ギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に関する計画（以下「合理化計画」という。）を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

255 (略)

（新設）

第三款 特定連鎖化事業者に係る措置

（特定連鎖化事業者の指定）

第十八条 経済産業大臣は、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する

指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であつて経済産業省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」という。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び当該加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化又は非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

255 (略)

(エネルギー管理統括者)

第二十条 特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者（第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。）又は管理関係事業者（同項第二号に規定する管理関係事業者をいう。）である場合を除く。以下この款、第四十九条及び第五十二条第二項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、第二十七条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務並びにその設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者（以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理

指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であつて経済産業省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」という。）を行う者（以下「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が設置している全ての工場等及び当該加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

255 (略)

(エネルギー管理統括者)

第十九条 特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者（第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者をいう。）又は管理関係事業者（同項第二号に規定する管理関係事業者をいう。）である場合を除く。以下この款及び第四十八条第二項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、第二十六条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者（以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という。）を選任し

統括者」という。)を選任しなければならない。

2・3 (略)

(エネルギー管理企画推進者)

第二十一条 特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務(第二十七条第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。)に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者(以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。)を選任しなければならない。

2・3 (略)

(第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定等)

第二十二條 (略)

2 特定連鎖化事業者のうち前項の規定により指定された工場等(次条第一項及び第二十五条第一項において「第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(次条及び第二十四条第一項において「第一種特定連鎖化事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一・二 (略)

3・4 (略)

第二十三條・第二十四條 (略)

なければならない。

2・3 (略)

(エネルギー管理企画推進者)

第二十条 特定連鎖化事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者(以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。)を選任しなければならない。

2・3 (略)

(第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定等)

第二十一條 (略)

2 特定連鎖化事業者のうち前項の規定により指定された工場等(次条第一項及び第二十四条第一項において「第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(次条及び第二十三条第一項において「第一種特定連鎖化事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一・二 (略)

3・4 (略)

第二十二條・第二十三條 (略)

(第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定等)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第二十二条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 (略)

第二十六条 (略)

(中長期的な計画の作成)

第二十七条 (略)

2 特定連鎖化事業者(その設置している全ての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に

(第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定等)

第二十四条 (略)

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第二十一条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 (略)

第二十五条 (略)

(中長期的な計画の作成)

第二十六条 (略)

(新設)

ついて第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換（他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を除く。）の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、特定連鎖化事業者による前二項の計画の適確な作成に資するため、それぞれ必要な指針を定めることができる。

4 (略)

(定期の報告)

第二十八条 (略)

(合理化計画に係る指示及び命令)

第二十九条 主務大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、当該特定連鎖化事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、合理化計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

2 5 (略)

2 主務大臣は、特定連鎖化事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

3 (略)

(定期の報告)

第二十七条 (略)

(合理化計画に係る指示及び命令)

第二十八条 主務大臣は、特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、当該特定連鎖化事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、合理化計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

2 5 (略)

(非化石エネルギーへの転換に関する勧告等)

第三十条 主務大臣は、第二十七条第二項に規定する特定連鎖化事業者が設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等における同項に規定する非化石エネルギーへの転換の状況が第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定連鎖化事業者に対し、当該特定連鎖化事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定連鎖化事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第四款 認定管理統括事業者に係る措置

(認定管理統括事業者)

第三十一条 工場等を設置している者は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該工場等を設置している者と密接な関係を有する者として経済産業省令で定める者であつて工場等を設置しているもの(以下この項及び次項第二号において「密接関係者」という。)と一体的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化又は非化石エネルギーへの転換を推進する場

(新設)

第四款 認定管理統括事業者に係る措置

(認定管理統括事業者)

第二十九条 工場等を設置している者は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該工場等を設置している者と密接な関係を有する者として経済産業省令で定める者であつて工場等を設置しているもの(以下この項及び次項第二号において「密接関係者」という。)と一体的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、経済産業省令で定める

合には、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 その認定の申請に係る密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化又は非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理している者として経済産業省令で定める要件に該当する者であること。

二 (略)

2・3 (略)

(エネルギー管理統括者)

第三十二条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第三十九条第一項又は第二項の中長期的な計画の作成事務並びにその設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖事業の加盟者が設置している当該連鎖事業に係る工場等を含む。以下この款において同じ。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖事業の加盟者が設置している当該連鎖事業に係る工場等を含む。以下この款において同じ。）におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者（以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という。）を選任しなければならない。

2・3 (略)

とくにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 その認定の申請に係る密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として経済産業省令で定める要件に該当する者であること。

二 (略)

2・3 (略)

(エネルギー管理統括者)

第三十条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第三十七条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖事業の加盟者が設置している当該連鎖事業に係る工場等を含む。以下この款において同じ。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖事業の加盟者が設置している当該連鎖事業に係る工場等を含む。以下この款において同じ。）におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を統括管理する者（以下この条及び次条第一項において「エネルギー管理統括者」という。）を選任しなければならない。

2・3 (略)

(エネルギー管理企画推進者)

第三十三条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務(第三十九条第二項の中長期的な計画の作成事務を除く。)に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者(以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。)を選任しなければならない。

2・3 (略)

(第一種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等)

第三十四条 (略)

2 認定管理統括事業者のうち前項の規定により指定された工場等(次条第一項及び第三十七条第一項において「第一種管理統括エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(次条及び第三十六条第一項において「第一種認定管理統括事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一・二 (略)

3・4 (略)

第三十五条・第三十六条 (略)

(第二種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等)

(エネルギー管理企画推進者)

第三十一条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者(以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。)を選任しなければならない。

2・3 (略)

(第一種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等)

第三十二条 (略)

2 認定管理統括事業者のうち前項の規定により指定された工場等(次条第一項及び第三十五条第一項において「第一種管理統括エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(次条及び第三十四条第一項において「第一種認定管理統括事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一・二 (略)

3・4 (略)

第三十三条・第三十四条 (略)

(第二種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定等)

第三十七条 (略)

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第三十四条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 (略)

第三十八条 (略)

(中長期的な計画の作成)

第三十九条 (略)

2 認定管理統括事業者(当該認定管理統括事業者及びその管理関係事業者が設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量から他の者に供給された熱又は電気を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の使用量を除いたエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値未満である者を除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等について第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギーへの転換(他の者に熱又は電気を供給する者にあつては、当該熱又は電気を発生させるために使用される化石燃料及び非化石燃料に係る部分を

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第三十二条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 (略)

第三十六条 (略)

(中長期的な計画の作成)

第三十七条 (略)

(新設)

除く。)の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

3| 主務大臣は、認定管理統括事業者による前二項の計画の適確な作成に資するため、それぞれ必要な指針を定めることができる。

4| (略)

(定期の報告)

第四十条 (略)

(合理化計画に係る指示及び命令)

第四十一条 主務大臣は、認定管理統括事業者が設置している工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項及び次条第一項において同じ。)及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、当該認定管理統括事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、合理化計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

2|5 (略)

(非化石エネルギーへの転換に関する勧告等)

2| 主務大臣は、認定管理統括事業者による前項の計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

3| (略)

(定期の報告)

第三十八条 (略)

(合理化計画に係る指示及び命令)

第三十九条 主務大臣は、認定管理統括事業者が設置している工場等(当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。次項において同じ。)及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、当該認定管理統括事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、合理化計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすることができる。

2|5 (略)

第四十二条 主務大臣は、第三十九条第二項に規定する認定管理統括事業者が設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等における同項に規定する非化石エネルギーへの転換の状況が第五条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括事業者に対し、当該認定管理統括事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた認定管理統括事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第五款 管理関係事業者に係る措置

(第一種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等)
第四十三条 (略)

2 管理関係事業者のうち前項の規定により指定された工場等(次条第一項及び第四十六条第一項において「第一種管理関係エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(次条及び第四十五条第一項において「第一種管理関係事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

(新設)

第五款 管理関係事業者に係る措置

(第一種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等)
第四十条 (略)

2 管理関係事業者のうち前項の規定により指定された工場等(次条第一項及び第四十三条第一項において「第一種管理関係エネルギー管理指定工場等」という。)を設置している者(次条及び第四十二条第一項において「第一種管理関係事業者」という。)は、当該工場等につき次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、前項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一・二 (略)
3・4 (略)

第四十四条・第四十五条 (略)

(第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等)

第四十六条 (略)

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、第二種管理関係エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第四十三条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 (略)

第四十七条 (略)

第六款 雑則

(エネルギー管理者等の義務)

第四十八条 第十一条第一項、第二十三条第一項、第三十五条第一項及び第四十四条第一項に規定するエネルギー管理者(次項において単に「エネルギー管理者」という。)並びに第十二条第一項、第十四条第一項、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十五条第一項

一・二 (略)
3・4 (略)

第四十一条・第四十二条 (略)

(第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定等)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、第二種管理関係エネルギー管理指定工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量が第十条第一項の政令で定める数値以上となつた場合であつて、当該工場等を第四十条第一項の規定により指定するときは、当該工場等に係る第一項の規定による指定を取り消すものとする。

5 (略)

第四十四条 (略)

第六款 雑則

(エネルギー管理者等の義務)

第四十五条 第十一条第一項、第二十二条第一項、第三十三条第一項及び第四十一条第一項に規定するエネルギー管理者(次項において単に「エネルギー管理者」という。)並びに第十二条第一項、第十四条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第四十二条第一項

及び前条第一項に規定するエネルギー管理員（次項において単に「エネルギー管理員」という。）は、その職務を誠実に履行しなければならない。

2 第八条第一項、第二十条第一項及び第三十二条第一項に規定するエネルギー管理統括者は、エネルギー管理者又はエネルギー管理員（次項において「エネルギー管理者等」という。）のその職務を行う工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する意見を尊重しなければならない。

3 (略)

(情報の提供)

第四十九条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第十五条第二項、第二十七条第二項又は第三十九条第二項の規定により中長期的な計画を作成する特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の依頼に応じて、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第一号に規定する水素の調達又は貯蔵に関して必要な情報の提供を行うものとする。

第五十条・第五十一条 (略)

(連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)

第五十二条 第五十条第一項の認定を受けた特定事業者に関する第十六条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第五十条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係る当該工場等において使用したエネルギーの量

及び前条第一項に規定するエネルギー管理員（次項において単に「エネルギー管理員」という。）は、その職務を誠実に履行しなければならない。

2 第八条第一項、第十九条第一項及び第三十条第一項に規定するエネルギー管理統括者は、エネルギー管理者又はエネルギー管理員（次項において「エネルギー管理者等」という。）のその職務を行う工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する意見を尊重しなければならない。

3 (略)

(新設)

第四十六条・第四十七条 (略)

(連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)

第四十八条 第四十六条第一項の認定を受けた特定事業者に関する第十六条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第四十六条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係る当該工場等において使用したエネルギー

及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携エネルギー措置に関して当該工場等において使用したとされるエネルギーの量」とする。

2 第五十条第一項の認定を受けた特定連鎖化事業者に関する第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第五十条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係るこれらの工場等において使用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に関してこれらの工場等において使用したとされるエネルギーの量」とする。

3 第五十条第一項の認定を受けた認定管理統括事業者に関する第四十条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第五十条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係るこれらの工場等において使用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に関してこれらの工場等において使用したとされるエネルギーの量」とする。

第五十三条 第五十条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者を除く。）は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る連携省エネルギー措置に係るその設置している工場等において使用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に関して当該工場等において使用したとされるエネルギーの量その他の連携省エネルギー措置の実施の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務

の量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に関して当該工場等において使用したとされるエネルギーの量」とする。

2 第四十六条第一項の認定を受けた特定連鎖化事業者に関する第二十七条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第四十六条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係るこれらの工場等において使用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に関してこれらの工場等において使用したとされるエネルギーの量」とする。

3 第四十六条第一項の認定を受けた認定管理統括事業者に関する第三十八条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第四十六条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係るこれらの工場等において使用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に関してこれらの工場等において使用したとされるエネルギーの量」とする。

第四十九条 第四十六条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者を除く。）は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る連携省エネルギー措置に係るその設置している工場等において使用したエネルギーの量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該連携省エネルギー措置に関して当該工場等において使用したとされるエネルギーの量その他の連携省エネルギー措置の実施の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主

大臣に報告しなければならない。

(調査等)

第五十四条 (略)

第二節 エネルギー管理士

第五十五条～第五十八条 (略)

(欠格条項)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五十七条第

二項の指定を受けることができない。

一 第六十九条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ (略)

ロ 第六十五条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第六十条 経済産業大臣は、他に第五十七条第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一～四 (略)

務大臣に報告しなければならない。

(調査等)

第五十条 (略)

第二節 エネルギー管理士

第五十一条～第五十四条 (略)

(欠格条項)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五十三条第

二項の指定を受けることができない。

一 第六十五条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ (略)

ロ 第六十一条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第五十六条 経済産業大臣は、他に第五十三条第二項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一～四 (略)

第六十一条・第六十二条 (略)

(事業計画等)

第六十三条 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第五十七条第二項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

第六十四条～第六十七条 (略)

(適合命令等)

第六十八条 経済産業大臣は、指定試験機関が第六十条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、同条各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

(指定の取消し等)

第六十九条 経済産業大臣は、指定試験機関が第六十条第三号に適合しなくなつたときは、第五十七条第二項の指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当

第五十七条・第五十八条 (略)

(事業計画等)

第五十九条 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第五十三条第二項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

第六十条～第六十三条 (略)

(適合命令等)

第六十四条 経済産業大臣は、指定試験機関が第五十六条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、同条各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

(指定の取消し等)

第六十五条 経済産業大臣は、指定試験機関が第五十六条第三号に適合しなくなつたときは、第五十三条第二項の指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当

するときは、第五十七条第二項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

一 (略)

二 第五十九条第二号に該当するに至つたとき。

三 第六十一条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 第六十一条第三項、第六十五条(第六十六条第四項において準用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第五十七条第二項の指定を受けたことが判明したとき。

(帳簿の記載)

第七十条 (略)

(経済産業大臣による試験事務の実施等)

第七十一条 経済産業大臣は、指定試験機関が第六十二条の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第六十条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が第六十二条の許可を受けて

するときは、第五十三条第二項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

一 (略)

二 第五十五条第二号に該当するに至つたとき。

三 第五十七条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 第五十七条第三項、第六十一条(第六十二条第四項において準用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第五十三条第二項の指定を受けたことが判明したとき。

(帳簿の記載)

第六十六条 (略)

(経済産業大臣による試験事務の実施等)

第六十七条 経済産業大臣は、指定試験機関が第五十八条の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第六十条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 経済産業大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が第五十八条の許可を受けて

試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第六十九条の規定により経済産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場
合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、
経済産業省令で定める。

(公示)

第七十二条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公
示しなければならない。

- 一 第五十七条第二項の指定をしたとき。
- 二 第六十二条の許可をしたとき。
- 三 第六十九条の規定により指定を取り消し、又は同条第二項
の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたと
き。

四 (略)

第三節 指定講習機関

(指定)

第七十三条 第九条第一項第一号の指定は、経済産業省令で定め
るところにより、同号、同条第二項、第十二条第二項、第十四
条第二項、第二十一条第二項、第二十四条第二項、第二十六条
第二項、第三十三条第二項、第三十六条第二項、第三十八条第
二項、第四十五条第二項及び第四十七条第二項の講習（以下こ
の節及び第七十三条において「エネルギー管理講習」という
。）を行おうとする者の申請により行う。

試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第六十五条の
規定により経済産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場
合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、
経済産業省令で定める。

(公示)

第六十八条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公
示しなければならない。

- 一 第五十三条第二項の指定をしたとき。
- 二 第五十八条の許可をしたとき。
- 三 第六十五条の規定により指定を取り消し、又は同条第二項
の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたと
き。

四 (略)

第三節 指定講習機関

(指定)

第六十九条 第九条第一項第一号の指定は、経済産業省令で定め
るところにより、同号、同条第二項、第十二条第二項、第十四
条第二項、第二十条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第
二項、第三十一条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二
項、第四十二条第二項及び第四十四条第二項の講習（以下こ
の節及び第六十九条において「エネルギー管理講習」という
。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第七十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項第一号の指定を受けることができない。

- 一 第八十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 二 (略)

第七十五条～第七十九条 (略)

(適合命令等)

第八十条 経済産業大臣は、指定講習機関が第七十五条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定講習機関に対し、同条各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

(指定の取消し等)

第八十一条 経済産業大臣は、指定講習機関が第七十五条第三号に適合しなくなつたときは、第九条第一項第一号の指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 (略)

(欠格条項)

第七十條 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項第一号の指定を受けることができない。

- 一 第七十七条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 二 (略)

第七十一条～第七十五条 (略)

(適合命令等)

第七十六条 経済産業大臣は、指定講習機関が第七十一条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定講習機関に対し、同条各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

(指定の取消し等)

第七十七条 経済産業大臣は、指定講習機関が第七十一条第三号に適合しなくなつたときは、第九条第一項第一号の指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 (略)

- 二 第七十四条第二号に該当するに至つたとき。
- 三 第七十六条第一項の認可を受けたエネルギー管理講習業務規程によらないでエネルギー管理講習の業務を行ったとき。
- 四 第七十六条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 (略)

(帳簿の記載)

第八十二条 (略)

(公示)

第八十三条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第七十七条の規定による届出があつたとき。
- 三 第八十一条の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定によりエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第四節 登録調査機関

(登録調査機関の調査を受けた場合の特例)

第八十四条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の書面の交付を受けた特定事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第十六条第一項

- 二 第七十条第二号に該当するに至つたとき。
- 三 第七十二条第一項の認可を受けたエネルギー管理講習業務規程によらないでエネルギー管理講習の業務を行ったとき。
- 四 第七十二条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 (略)

(帳簿の記載)

第七十八条 (略)

(公示)

第七十九条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第七十三条の規定による届出があつたとき。
- 三 第七十七条の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定によりエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第四節 登録調査機関

(登録調査機関の調査を受けた場合の特例)

第八十条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の書面の交付を受けた特定事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第十六条第一項

(第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第十七条の規定は、適用しない。

5 (略)

第八十五条 特定連鎖化事業者(当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。)は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、確認調査を受けることができる。ただし、第二十九条第一項の規定による指示を受けた特定連鎖化事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2・3 (略)

4 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第二十八条第一項(第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第二十九条の規定は、適用しない。

5 (略)

第八十六条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるとこ

(第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第十七条の規定は、適用しない。

5 (略)

第八十一条 特定連鎖化事業者(当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。)は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況(エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。)並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、確認調査を受けることができる。ただし、第二十八条第一項の規定による指示を受けた特定連鎖化事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2・3 (略)

4 第二項の書面の交付を受けた特定連鎖化事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第二十七条第一項(第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第二十八条の規定は、適用しない。

5 (略)

第八十二条 認定管理統括事業者は、経済産業省令で定めるとこ

るにより、その設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、確認調査を受けることができる。ただし、第四十一条第一項の規定による指示を受けた認定管理統括事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2・3 (略)

4 第二項の書面の交付を受けた認定管理統括事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第四十条第一項（第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四十一条の規定は、適用しない。

5 (略)

第八十七条 第五十条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者を除く。次項及び第四項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他の

るにより、その設置している工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）及びその管理関係事業者が設置している工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあつては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況について、確認調査を受けることができる。ただし、第三十九条第一項の規定による指示を受けた認定管理統括事業者は、当該指示を受けた日から三年を経過した後でなければ、当該確認調査を受けることができない。

2・3 (略)

4 第二項の書面の交付を受けた認定管理統括事業者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第三十八条第一項（第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三十九条の規定は、適用しない。

5 (略)

第八十三条 第四十六条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者を除く。次項及び第四項において同じ。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他

連携省エネルギー措置の実施の状況について、確認調査を受けることができる。

2 登録調査機関は、確認調査をした第五十条第一項の認定を受けた者の当該認定に係る連携省エネルギー措置に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 (略)

4 第二項の書面の交付を受けた第五十条第一項の認定を受けた者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第五十三条の規定は、適用しない。

(登録)

第八十八条 第八十四条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、確認調査を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 第一百条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 (略)

の連携省エネルギー措置の実施の状況について、確認調査を受けることができる。

2 登録調査機関は、確認調査をした第四十六条第一項の認定を受けた者の当該認定に係る連携省エネルギー措置に係る工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、その旨を示す書面を交付しなければならない。

3 (略)

4 第二項の書面の交付を受けた第四十六条第一項の認定を受けた者については、当該書面の交付を受けた日の属する年度においては、第四十九条の規定は、適用しない。

(登録)

第八十四条 第八十条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、確認調査を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 (略)

二 第九十六条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 (略)

(登録の基準)

第九十条 経済産業大臣は、第八十八条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一・二 (略)

2 (略)

第九十一条〜第九十三条 (略)

(調査業務規程)

第九十四条 登録調査機関は、確認調査の業務に関する規程(次項において「調査業務規程」という。)を定め、確認調査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(調査の業務の休廃止)

第九十五条 (略)

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第九十六条 登録調査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理

(登録の基準)

第八十六条 経済産業大臣は、第八十四条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一・二 (略)

2 (略)

第八十七条〜第八十九条 (略)

(調査業務規程)

第九十条 登録調査機関は、確認調査の業務に関する規程(以下「調査業務規程」という。)を定め、確認調査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

(調査の業務の休廃止)

第九十一条 (略)

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第九十二条 登録調査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理

の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百七十八条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 (略)

(秘密保持義務)

第九十七条 (略)

(適合命令)

第九十八条 経済産業大臣は、登録調査機関が第九十条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、登録調査機関に対し、同項各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第九十九条 経済産業大臣は、登録調査機関が第九十二条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録調査機関に対し、確認調査を行うべきこと又は確認調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第一百条 経済産業大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めて確認調査

の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百七十四条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 (略)

(秘密保持義務)

第九十三条 (略)

(適合命令)

第九十四条 経済産業大臣は、登録調査機関が第八十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、登録調査機関に対し、同項各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第九十五条 経済産業大臣は、登録調査機関が第八十八条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録調査機関に対し、確認調査を行うべきこと又は確認調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第九十六条 経済産業大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めて確認

の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第八十九条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第九十二条第三項、第九十三条、第九十四条第一項、第九十五条、第九十六条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第九十六条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四・五 (略)

(帳簿の記載)

第一百一条 (略)

(公示)

第一百二条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第九十三条又は第九十五条の規定による届出があつたとき。
- 三 第一百条の規定により登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第四章 輸送に係る措置

第一節 貨物の輸送に係る措置

第一款 貨物輸送事業者に係る措置

調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第八十五条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第八十八条第三項、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十二条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第九十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四・五 (略)

(帳簿の記載)

第九十七条 (略)

(公示)

第九十八条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第八十九条又は第九十一条の規定による届出があつたとき。
- 三 第九十六条の規定により登録を取り消し、又は確認調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第四章 輸送に係る措置

第一節 貨物の輸送に係る措置

第一款 貨物輸送事業者に係る措置

(貨物輸送事業者の判断の基準となるべき事項等)

第百三条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びに貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、貨物輸送事業者（本邦内の各地間において発着する他人又は自らの貨物の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。以下同じ。）の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 第百四十九条第一項に規定するエネルギー消費性能等が優れている輸送用機械器具の使用

二 四 (略)

2 | 経済産業大臣及び国土交通大臣は、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項並びに貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、貨物輸送事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

3 | 経済産業大臣及び国土交通大臣は、電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者による貨物の輸送に係る電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、当該貨物輸送事業者が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。

4 | 第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項並びに

(貨物輸送事業者の判断の基準となるべき事項等)

第九十九条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びに貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、貨物輸送事業者（本邦内の各地間において発着する他人又は自らの貨物の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。以下同じ。）の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 第百四十五条第一項に規定するエネルギー消費性能等が優れている輸送用機械器具の使用

二 四 (略)

(新設)

2 | 経済産業大臣及び国土交通大臣は、電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者による貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、当該貨物輸送事業者が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。

3 | 第一項に規定する判断の基準となるべき事項及び前項に規定

に前項に規定する指針は、エネルギー需給の長期見通し、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

5 第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギーの使用の合理化に関する事項及び非化石エネルギーへの転換に関する事項の相互の調和が保たれたものでなければならぬ。

(指導及び助言)

第百四条 国土交通大臣は、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化若しくは非化石エネルギーへの転換の適確な実施又は電気の需要の最適化に資する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、貨物輸送事業者に対し、前条第一項若しくは第二項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同条第一項各号に掲げる事項若しくは貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項の実施について必要な指導及び助言をし、又は電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者に対し、同条第三項に規定する指針を勘案して、電気の需要の最適化に資する措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定貨物輸送事業者の指定)

第百五条 国土交通大臣は、貨物輸送事業者（認定管理統括貨客

する指針は、エネルギー需給の長期見通し、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(新設)

(指導及び助言)

第百条 国土交通大臣は、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施又は電気の需要の平準化に資する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、貨物輸送事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をし、又は電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者に対し、同条第二項に規定する指針を勘案して、電気の需要の平準化に資する措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定貨物輸送事業者の指定)

第百一条 国土交通大臣は、貨物輸送事業者（認定管理統括貨客

輸送事業者（第三十四條第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第二百二十九條第一項及び第五項において同じ。）及び管理関係貨客輸送事業者（第三十四條第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第二百二十九條第一項及び第五項において同じ。）を除く。次項において同じ。）であつて、政令で定める貨物の輸送の区分（以下「貨物輸送区分」という。）ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として、当該貨物輸送区分ごとに指定するものとする。

255 (略)

(中長期的な計画の作成)

第六條 特定貨物輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第三條第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 特定貨物輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第三條第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに

輸送事業者（第三十條第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第二百五條第一項及び第五項において同じ。）及び管理関係貨客輸送事業者（第三十條第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者をいう。第五項並びに第二百五條第一項及び第五項において同じ。）を除く。次項において同じ。）であつて、政令で定める貨物の輸送の区分（以下「貨物輸送区分」という。）ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該貨物輸送区分ごとに指定するものとする。

255 (略)

(中長期的な計画の作成)

第二條 特定貨物輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第九條第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第二百七条 特定貨物輸送事業者は、第二百五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況（貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(勧告及び命令)

第二百八条 国土交通大臣は、特定貨物輸送事業者の第二百五条第一項の規定による指定に係る貨物輸送区分について、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第二百三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定貨物輸送事業者に対し、当該特定貨物輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物の輸送に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該貨物輸送区分に係る貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に

(定期の報告)

第二百三条 特定貨物輸送事業者は、第一百一条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況（貨物の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）及び貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(勧告及び命令)

第二百四条 国土交通大臣は、特定貨物輸送事業者の第一百一条第一項の規定による指定に係る貨物輸送区分について、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第九十九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定貨物輸送事業者に対し、当該特定貨物輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物の輸送に係る技術水準、同条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該貨物輸送区分に係る貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化

関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2| 国土交通大臣は、特定貨物輸送事業者の第百五条第一項の規定による指定に係る貨物輸送区分について、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百三条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定貨物輸送事業者に対し、当該特定貨物輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物の輸送に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該貨物輸送区分に係る貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3| 国土交通大臣は、前二項に規定する勧告を受けた特定貨物輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4| (略)

第二款 荷主等に係る措置

(荷主の定義)

第百九条 (略)

(荷主及び準荷主の努力)

第百十条 荷主は、基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる措置を適確に実施することにより、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に資するよう努めるとともに、電気の需要の

に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
(新設)

2| 国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定貨物輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3| (略)

第二款 荷主等に係る措置

(荷主の定義)

第百五条 (略)

(荷主及び準荷主の努力)

第百六条 荷主は、基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる措置を適確に実施することにより、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めるとともに、電気の需要の平準化に資するよう努めなければ

最適化に資するよう努めなければならない。

一 一定の条件での貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能が優れている輸送方法を選択するための措置

二 (略)

三 貨物の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法を選択するための措置

四 電気需要最適化時間帯を踏まえた電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更のための措置

2・3 (略)

(荷主の判断の基準となるべき事項等)

第百十一条 (略)

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、前条第一項第三号に掲げる措置並びに当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、荷主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主による貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送に係る電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、前条第一項第四号に掲げる事項その他当該荷主が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。

ばならない。

一 一定の条件での輸送に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能が優れている輸送方法を選択するための措置

二 (略)

三 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更のための措置

(新設)

2・3 (略)

(荷主の判断の基準となるべき事項等)

第百七条 (略)

(新設)

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主による貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、前条第一項第三号に掲げる事項その他当該荷主が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。

4 第百三条第四項の規定は第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項並びに前項に規定する指針に、同条第五項の規定は第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項に、それぞれ準用する。

(指導及び助言)

第百十二条 主務大臣は、荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化若しくは非化石エネルギーへの転換の適確な実施又は電気の需要の最適化に資する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、荷主に対し、前条第一項若しくは第二項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、第百十条第一項第一号及び第二号若しくは同項第三号に掲げる措置の実施について必要な指導及び助言をし、又は電気を使用した貨物の輸送を行わせる荷主に対し、前条第三項に規定する指針を勘案して、第百十条第一項第四号に掲げる措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定荷主の指定)

第百十三条 経済産業大臣は、荷主（認定管理統括荷主（第百十条第二項に規定する認定管理統括荷主をいう。第五項において同じ。）及び管理関係荷主（同条第二項第二号に規定する管理関係荷主をいう。第五項において同じ。）を除く。次項において同じ。）であつて、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が政令で定める量以上であるものを、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係

3 第九十九条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項及び前項に規定する指針に準用する。

(指導及び助言)

第百八条 主務大臣は、荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施又は電気の需要の平準化に資する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、荷主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、第百六条第一項第一号及び第二号に掲げる措置の実施について必要な指導及び助言をし、又は電気を使用した貨物の輸送を行わせる荷主に対し、前条第二項に規定する指針を勘案して、第百六条第一項第三号に掲げる措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定荷主の指定)

第百九条 経済産業大臣は、荷主（認定管理統括荷主（第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主をいう。第五項において同じ。）及び管理関係荷主（同条第二項第二号に規定する管理関係荷主をいう。第五項において同じ。）を除く。次項において同じ。）であつて、政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が政令で定める量以上であるものを、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係

係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 (略)

3 特定荷主は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができ。

一 第百九条各号のいずれにも該当しなくなったとき。

二 (略)

4～6 (略)

(中長期的な計画の作成)

第百十四条 特定荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第百十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 特定荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、

第百十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第百十五条 (略)

るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 (略)

3 特定荷主は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができ。

一 第百五条各号のいずれにも該当しなくなったとき。

二 (略)

4～6 (略)

(中長期的な計画の作成)

第百十条 特定荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第百七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(新設)

(定期の報告)

第百十一条 (略)

(勧告及び命令)

第百十六条 主務大臣は、特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第百十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に対し、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に対し、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前二項に規定する勧告を受けた特定荷主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 (略)

(認定管理統括荷主)

第百十七条 荷主は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該荷主と密接な関係を有する者として経済産業省令で定める者であつて荷主であるもの(以下この項及び次項第二

(勧告及び命令)

第百十二条 主務大臣は、特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第百七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に対し、同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(新設)

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定荷主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 (略)

(認定管理統括荷主)

第百十三条 荷主は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該荷主と密接な関係を有する者として経済産業省令で定める者であつて荷主であるもの(以下この項及び次項第二

号において「密接関係荷主」という。）と一体的に貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を推進する場合には、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 その認定の申請に係る密接関係荷主と一体的に行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理している者として経済産業省令で定める要件に該当する者であること。

二 当該荷主及びその認定の申請に係る密接関係荷主の前年度における第百十三条第一項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量の合計量が同項の政令で定める量以上であること。

2 経済産業大臣は、前項の認定を受けた者（以下「認定管理統括荷主」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 (略)

二 当該認定管理統括荷主及びその認定に係る密接関係荷主（以下「管理関係荷主」という。）の第百十三条第一項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量の合計量が同項の政令で定める量以上となる見込みがなくなつたとき。

三 (略)

3 (略)

(中長期的な計画の作成)

号において「密接関係荷主」という。）と一体的に貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 その認定の申請に係る密接関係荷主と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として経済産業省令で定める要件に該当する者であること。

二 当該荷主及びその認定の申請に係る密接関係荷主の前年度における第百九条第一項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量の合計量が同項の政令で定める量以上であること。

2 経済産業大臣は、前項の認定を受けた者（以下「認定管理統括荷主」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 (略)

二 当該認定管理統括荷主及びその認定に係る密接関係荷主（以下「管理関係荷主」という。）の第百九条第一項の政令で定めるところにより算定した貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量の合計量が同項の政令で定める量以上となる見込みがなくなつたとき。

三 (略)

3 (略)

(中長期的な計画の作成)

第一百八条 認定管理統括荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第一百十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 認定管理統括荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第一百十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第一百十九条 (略)

(勧告及び命令)

第一百二十条 主務大臣は、認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第一百十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括荷主に対し、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物

第一百十四条 認定管理統括荷主は、経済産業省令で定めるところにより、定期に、第一百七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(新設)

(定期の報告)

第一百十五条 (略)

(勧告及び命令)

第一百十六条 主務大臣は、認定管理統括荷主及びその管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第一百七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括荷主に対し、同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(新設)

輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百十一条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括荷主に対し、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案して、その判断の根拠を示して、当該貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3| 主務大臣は、前二項に規定する勧告を受けた認定管理統括荷主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4| (略)

第百二十一条・第百二十二条 (略)

(荷主連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)

第百二十三条 第百二十一条第一項の認定を受けた特定荷主に関する第百十五条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第百二十一条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る当該特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該荷主連携省エネルギー措置に関して当該特定荷主が貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量」とする。

2 第百二十一条第一項の認定を受けた認定管理統括荷主に関する第百十九条第一項の規定の適用については、同項中「管理関係荷主」とあるのは「管理関係荷主（以下この項において「認定

2| 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた認定管理統括荷主がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3| (略)

第百十七条・第百十八条 (略)

(荷主連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)

第百十九条 第百十七条第一項の認定を受けた特定荷主に関する第百十一条第一項の規定の適用については、同項中「使用量」とあるのは、「使用量、第百十七条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る当該特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該荷主連携省エネルギー措置に関して当該特定荷主が貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量」とする。

2 第百十七条第一項の認定を受けた認定管理統括荷主に関する第百十五条第一項の規定の適用については、同項中「管理関係荷主」とあるのは「管理関係荷主（以下この項において「認定

定管理統括荷主等」という。)と、「使用量」とあるのは「使用量、第二百一十一条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る当該認定管理統括荷主等が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該荷主連携省エネルギー措置に関して当該認定管理統括荷主等が貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量」とする。

第二百二十四条 第二百一十一条第一項の認定を受けた者（特定荷主及び認定管理統括荷主を除く。）は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る当該荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該荷主連携省エネルギー措置に関して当該荷主が貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他の荷主連携省エネルギー措置の実施の状況に関して、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

（調査等）

第二百二十五条 （略）

（国土交通大臣の意見）

第二百二十六条 国土交通大臣は、貨物輸送事業者の貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化若しくは非化石エネルギーへの転換の適確な実施又は電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸

管理統括荷主等」という。)と、「使用量」とあるのは「使用量、第一百七十一条第一項の認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る当該認定管理統括荷主等が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該荷主連携省エネルギー措置に関して当該認定管理統括荷主等が貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量」とする。

第二百二十条 第一百七十一条第一項の認定を受けた者（特定荷主及び認定管理統括荷主を除く。）は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る荷主連携省エネルギー措置に係る当該荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該荷主連携省エネルギー措置に関して当該荷主が貨物輸送事業者に行わせたこととされる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他の荷主連携省エネルギー措置の実施の状況に関して、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

（調査等）

第二百一十一条 （略）

（国土交通大臣の意見）

第二百二十二条 国土交通大臣は、貨物輸送事業者の貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施又は電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者の電気の需要の平準化に資

送事業者の電気の需要の最適化に資する措置の適確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、第一百十二条、第一百十六条又は第一百二十条の規定の運用に関し、主務大臣に意見を述べることができる。

第二節 旅客の輸送に係る措置等

(旅客輸送事業者の判断の基準となるべき事項等)

第一百二十七条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びに旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、旅客輸送事業者（本邦内の各地間において発着する旅客の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。以下同じ。）の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 第一百四十九条第一項に規定するエネルギー消費性能等が優れている輸送用機械器具の使用

二・三 (略)

2 | 経済産業大臣及び国土交通大臣は、旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の適切かつ有効な実施を図るため、旅客の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項並びに旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、旅客輸送事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものと

する措置の適確な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、第一百八条、第一百十二条又は第一百十六条の規定の運用に関し、主務大臣に意見を述べることができる。

第二節 旅客の輸送に係る措置等

(旅客輸送事業者の判断の基準となるべき事項等)

第一百二十三条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びに旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、旅客輸送事業者（本邦内の各地間において発着する旅客の輸送を、業として、エネルギーを使用して行う者をいう。以下同じ。）の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 第一百四十五条第一項に規定するエネルギー消費性能等が優れている輸送用機械器具の使用

二・三 (略)

(新設)

する。

3| 経済産業大臣及び国土交通大臣は、電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者による旅客の輸送に係る電気の需要の最適化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、当該旅客輸送事業者が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。

4| 第百三条第四項の規定は第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項並びに前項に規定する指針に、同条第五項の規定は第一項及び第二項に規定する判断の基準となるべき事項に、それぞれ準用する。

(指導及び助言)

第百二十八条 国土交通大臣は、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化若しくは非化石エネルギーへの転換の適確な実施又は電気の需要の最適化に資する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、旅客輸送事業者に対し、前条第一項若しくは第二項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同条第一項各号に掲げる事項若しくは旅客の輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択に関する事項の実施について必要な指導及び助言をし、又は電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者に対し、同条第三項に規定する指針を勘案して、電気の需要の最適化に資する措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定旅客輸送事業者の指定)

2| 経済産業大臣及び国土交通大臣は、電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者による旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、当該旅客輸送事業者が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。

3| 第九十九条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項及び前項に規定する指針に準用する。

(指導及び助言)

第百二十四条 国土交通大臣は、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施又は電気の需要の平準化に資する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、旅客輸送事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をし、又は電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者に対し、同条第二項に規定する指針を勘案して、電気の需要の平準化に資する措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定旅客輸送事業者の指定)

第二百二十九条 国土交通大臣は、旅客輸送事業者（認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。次項において同じ。）であつて、政令で定める旅客の輸送の区分（以下「旅客輸送区分」という。）ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として、当該旅客輸送区分ごとに指定するものとする。

2 5 (略)

(中長期的な計画の作成)

第三百十条 特定旅客輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第二百二十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 特定旅客輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第二百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第二百二十五条 国土交通大臣は、旅客輸送事業者（認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。次項において同じ。）であつて、政令で定める旅客の輸送の区分（以下「旅客輸送区分」という。）ごとに政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として、当該旅客輸送区分ごとに指定するものとする。

2 5 (略)

(中長期的な計画の作成)

第二百十六条 特定旅客輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第二百二十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

(定期の報告)

第三百三十一条 特定旅客輸送事業者は、第二百二十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況（旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(勧告及び命令)

第三百三十二条 国土交通大臣は、特定旅客輸送事業者の第二百二十九条第一項の規定による指定に係る旅客輸送区分について、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第二百二十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定旅客輸送事業者に対し、当該特定旅客輸送事業者のエネルギーを使用して行う旅客の輸送に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客輸送区分に係る旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、特定旅客輸送事業者の第二百二十九条第一項

(定期の報告)

第二百二十七条 特定旅客輸送事業者は、第二百五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況（旅客の輸送に係るエネルギーの使用の効率及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）及び旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、当該指定に係る旅客輸送区分ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(勧告及び命令)

第二百二十八条 国土交通大臣は、特定旅客輸送事業者の第二百二十五条第一項の規定による指定に係る旅客輸送区分について、旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第二百二十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定旅客輸送事業者に対し、当該特定旅客輸送事業者のエネルギーを使用して行う旅客の輸送に係る技術水準、同条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客輸送区分に係る旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(新設)

の規定による指定に係る旅客輸送区分について、旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第二百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定旅客輸送事業者に対し、当該特定旅客輸送事業者のエネルギーを使用して行う旅客の輸送に係る技術水準、同条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客輸送区分に係る旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 | 国土交通大臣は、前二項に規定する勧告を受けた特定旅客輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 | (略)

(事業者の努力)

第三百三十三条 事業者は、基本方針の定めるところに留意して、その従業員の通勤における公共交通機関の利用の推進、輸送に際し消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合が増加する輸送方法の選択その他の措置を適確に実施することにより、輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に資するよう努めるとともに、電気の需要の最適化に資するよう努めなければならない。

第三節 認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置等

第一款 認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置

2 | 国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定旅客輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 | (略)

(事業者の努力)

第二百二十九条 事業者は、基本方針の定めるところに留意して、その従業員の通勤における公共交通機関の利用の推進その他の措置を適確に実施することにより、輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めるとともに、電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。

第三節 認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置等

第一款 認定管理統括貨客輸送事業者に係る措置

(認定管理統括貨客輸送事業者)

第三百三十四条 貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者（以下「貨客輸送事業者」という。）は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該貨客輸送事業者と密接な関係を有する者として国土交通省令で定める者であつて貨客輸送事業者であるもの（以下この項及び次項第二号において「密接関係貨客輸送事業者」という。）と一体的に貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を推進する場合には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を受けることができる。

- 一 その認定の申請に係る密接関係貨客輸送事業者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理している者として国土交通省令で定める要件に該当する者であること。

二 (略)

2 (略)

(中長期的な計画の作成)

第三百三十五条 認定管理統括貨客輸送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第三百三十一条又は第二百二十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(認定管理統括貨客輸送事業者)

第三百十条 貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者（以下「貨客輸送事業者」という。）は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該貨客輸送事業者と密接な関係を有する者として国土交通省令で定める者であつて貨客輸送事業者であるもの（以下この項及び次項第二号において「密接関係貨客輸送事業者」という。）と一体的に貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を受けることができる。

- 一 その認定の申請に係る密接関係貨客輸送事業者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として国土交通省令で定める要件に該当する者であること。

二 (略)

2 (略)

(中長期的な計画の作成)

第三百十一条 認定管理統括貨客輸送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第九十九条第一項又は第二百二十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 | 認定管理統括貨客輸送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第百三条第二項又は第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

第百三十六条 (略)

(勧告及び命令)

第百三十七条 国土交通大臣は、認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第百三条第一項又は第百二十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括貨客輸送事業者に対し、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第百三条第三項又は第百二十七条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 | 国土交通大臣は、認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百三条第二項又は第百二十七条第二項

(新設)

(定期の報告)

第百三十二条 (略)

(勧告及び命令)

第百三十三条 国土交通大臣は、認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第九十九条第一項又は第百二十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括貨客輸送事業者に対し、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第九十九条第二項又は第百二十三条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(新設)

に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該認定管理統括貨客輸送事業者に対し、当該認定管理統括貨客輸送事業者及びその管理関係貨客輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第百三条第三項又は第百二十七条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 国土交通大臣は、前二項に規定する勧告を受けた認定管理統括貨客輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 (略)

第二款 貨客輸送連携省エネルギー計画等

第百三十八条・第百三十九条 (略)

(貨客輸送連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)

第百四十条 第百三十八条第一項の認定を受けた特定貨物輸送事業者に関する第百七条第一項の規定の適用については、同項中「第百五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度」とあるのは「毎年度」と、「使用量」とあるのは「使用量、第百三十八条第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係る当該特定貨物輸送事業者の行う貨物の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規

2 国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた認定管理統括貨客輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 (略)

第二款 貨客輸送連携省エネルギー計画等

第百三十四条・第百三十五条 (略)

(貨客輸送連携省エネルギー計画に係る定期の報告の特例等)

第百三十六条 第百三十四条第一項の認定を受けた特定貨物輸送事業者に関する第百三条第一項の規定の適用については、同項中「第百一条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度」とあるのは「毎年度」と、「使用量」とあるのは「使用量、第百三十四条第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係る当該特定貨物輸送事業者の行う貨物の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に

定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に
関して当該特定貨物輸送事業者の行う貨物の輸送において使用
したとされるエネルギーの量」と、「当該指定」とあるの
は「第二百五条第一項の規定による指定」とする。

2 第三百三十八条第一項の規定を受けた特定旅客輸送事業者に関
する第三百三十一条第一項の規定の適用については、同項中「第
百二十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の
翌年度以降、毎年度」とあるのは「毎年度」と、「使用量」と
あるのは「使用量、第三百三十八条第一項の規定に係る貨客輸送
連携省エネルギー措置に係る当該特定旅客輸送事業者の行う旅
客の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規
定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に
関して当該特定旅客輸送事業者の行う旅客の輸送において使用
したとされるエネルギーの量」と、「当該指定」とあるの
は「第二百二十九条第一項の規定による指定」とする。

3 第三百三十八条第一項の規定を受けた認定管理統括貨客輸送事
業者に関する第三百二十六条第一項の規定の適用については、同
項中「管理関係貨客輸送事業者」とあるのは「管理関係貨客輸
送事業者（以下この項において「認定管理統括貨客輸送事業者
等」という。）」と、「使用量」とあるのは「使用量、第三百
三十八條第一項の規定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係
る当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸
送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する
算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に関して
当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送
において使用したとされるエネルギーの量」とする。

規定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置
に關して当該特定貨物輸送事業者の行う貨物の輸送において使
用したとされるエネルギーの量」と、「当該指定」とある
のは「第一百一条第一項の規定による指定」とする。

2 第三百三十四条第一項の規定を受けた特定旅客輸送事業者に関
する第三百二十七条第一項の規定の適用については、同項中「第
百二十五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の
翌年度以降、毎年度」とあるのは「毎年度」と、「使用量」と
あるのは「使用量、第三百三十四条第一項の規定に係る貨客輸送
連携省エネルギー措置に係る当該特定旅客輸送事業者の行う旅
客の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規
定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に
関して当該特定旅客輸送事業者の行う旅客の輸送において使用
したとされるエネルギーの量」と、「当該指定」とあるの
は「第二百二十五条第一項の規定による指定」とする。

3 第三百三十四条第一項の規定を受けた認定管理統括貨客輸送事
業者に関する第三百三十二条第一項の規定の適用については、同
項中「管理関係貨客輸送事業者」とあるのは「管理関係貨客輸
送事業者（以下この項において「認定管理統括貨客輸送事業者
等」という。）」と、「使用量」とあるのは「使用量、第三百
三十四條第一項の規定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係
る当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸
送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する
算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に関して
当該認定管理統括貨客輸送事業者等の行う貨物又は旅客の輸送
において使用したとされるエネルギーの量」とする。

第四百四十一条 第三百三十八条第一項の認定を受けた者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者及び認定管理統括貨客輸送事業者を除く。）は、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係る当該貨客輸送事業者の行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に関して当該貨客輸送事業者の行う貨物又は旅客の輸送において使用したとされるエネルギーの量その他の貨客輸送連携省エネルギー措置の実施の状況に關し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならぬ。

（調査等）

第四百四十二条 （略）

第四節 航空輸送の特例

（航空輸送事業者に対する特例）

第四百四十三条 国土交通大臣は、航空輸送事業者（本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送を、業として、航空機を使用して行う者をいう。以下同じ。）であつて、政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

第三百三十七条 第三百三十四条第一項の認定を受けた者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者及び認定管理統括貨客輸送事業者を除く。）は、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る貨客輸送連携省エネルギー措置に係る当該貨客輸送事業者の行う貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量及び同条第二項第三号に規定する算出の方法により当該貨客輸送連携省エネルギー措置に関して当該貨客輸送事業者の行う貨物又は旅客の輸送において使用したとされるエネルギーの量その他の貨客輸送連携省エネルギー措置の実施の状況に關し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならぬ。

（調査等）

第三百三十八条 （略）

第四節 航空輸送の特例

（航空輸送事業者に対する特例）

第三百三十九条 国土交通大臣は、航空輸送事業者（本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送を、業として、航空機を使用して行う者をいう。以下同じ。）であつて、政令で定める輸送能力が政令で定める基準以上であるものを貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 第二百五条、第二百二十九条及び前節の規定は、航空輸送事業者には適用しない。

3 5 (略)

(中長期的な計画の作成)

2 第四百四十四条 特定航空輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第三百三条第一項及び第二百二十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 特定航空輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第三百三条第二項及び第二百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(定期の報告)

2 第四百四十五条 特定航空輸送事業者は、第四百四十三条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況(貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使

2 第一百一条、第二百五条及び前節の規定は、航空輸送事業者には適用しない。

3 5 (略)

(中長期的な計画の作成)

2 第四十条 特定航空輸送事業者は、前条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、国土交通省令で定めるところにより、定期に、第九十九条第一項及び第二百二十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、その達成のための中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

(定期の報告)

2 第四十一条 特定航空輸送事業者は、第三百十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、国土交通省令で定めるところにより、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用量その他貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の状況(貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使

用の効率及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(勸告及び命令)

第百四十六条 国土交通大臣は、特定航空輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第百三条第一項及び第百二十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定航空輸送事業者に対し、当該特定航空輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第百三条第三項及び第百二十七条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勸告をすることができる。

2 国土交通大臣は、特定航空輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換の状況が第百三条第二項及び第百二十七条第二項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定航空輸送事業者に対し、当該特定航空輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第百三条第三項及び第百二十七条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は

用の効率及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）及び貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 (略)

(勸告及び命令)

第百四十二条 国土交通大臣は、特定航空輸送事業者の貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が第九十九条第一項及び第百二十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定航空輸送事業者に対し、当該特定航空輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物又は旅客の輸送に係る技術水準、第十九条第二項及び第百二十三条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勸告をすることができる。

(新設)

旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3| 国土交通大臣は、前二項に規定する勧告を受けた特定航空輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4| (略)

第五章 建築物に係る措置

第百四十七条 次に掲げる者は、基本方針の定めるところに留意して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第四号において「空気調和設備等」という。）に係るエネルギーの効率的利用のための措置及び建築物において消費されるエネルギーの量に占める非化石エネルギーの割合を増加させるための措置を適確に実施することにより、建築物に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に資するよう努めるとともに、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の最適化に資する電気の利用のための措置を適確に実施することにより、電気の需要の最適化に資するよう努めなければならない。

一〇四 (略)

第六章 機械器具等に係る措置

第一節 機械器具に係る措置

2| 国土交通大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定航空輸送事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3| (略)

第五章 建築物に係る措置

第百四十三条 次に掲げる者は、基本方針の定めるところに留意して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第四号において「空気調和設備等」という。）に係るエネルギーの効率的利用のための措置を適確に実施することにより、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めるとともに、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のための措置を適確に実施することにより、電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。

一〇四 (略)

第六章 機械器具等に係る措置

第一節 機械器具に係る措置

(エネルギー消費機器等製造事業者等の努力)

第四百四十八条 (略)

2 エネルギー消費機器の製造又は輸入の事業を行う者は、基本方針の定めるところに留意して、非化石エネルギーを使用する機械器具の製造又は輸入その他の措置を行うことにより、エネルギー消費機器に係る非化石エネルギーへの転換に資するよう努めなければならない。

3 電気を消費する機械器具(電気の需要の最適化に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。以下この項において同じ。)の製造又は輸入の事業を行う者は、基本方針の定めるところに留意して、その製造又は輸入に係る電気を消費する機械器具につき、電気の需要の最適化に係る性能の向上を図ることにより、電気を消費する機械器具に係る電気の需要の最適化に資するよう努めなければならない。

(エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項)

第四百四十九条 エネルギー消費機器等のうち、自動車(エネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。)その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの(以下「特定エネルギー消費機器」という。)及び我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費す

(エネルギー消費機器等製造事業者等の努力)

第四百四十四条 (略)

(新設)

2 電気を消費する機械器具(電気の需要の平準化に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。以下この項において同じ。)の製造又は輸入の事業を行う者は、基本方針の定めるところに留意して、その製造又は輸入に係る電気を消費する機械器具につき、電気の需要の平準化に係る性能の向上を図ることにより、電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。

(エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項)

第四百四十五条 エネルギー消費機器等のうち、自動車(エネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。)その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの(以下「特定エネルギー消費機器」という。)及び我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費す

るエネルギー消費機器に係る関係機器であつてそのエネルギー消費関係性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定関係機器」という。）については、経済産業大臣（自動車及びこれに係る特定関係機器にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この章及び第六十六條第十項において同じ。）は、特定エネルギー消費機器及び特定関係機器（以下「特定エネルギー消費機器等」という。）ごとに、そのエネルギー消費性能又はエネルギー消費関係性能（以下「エネルギー消費性能等」という。）の向上に関しエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 (略)

第二百五十條と第二百五十二條 (略)

第二節 熱損失防止建築材料に係る措置

第二百五十三條・第二百五十四條 (略)

(性能の向上に関する勧告及び命令)

第二百五十五條 経済産業大臣は、熱損失防止建築材料製造事業者等であつてその製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料の生産量又は輸入量が政令で定める要件に該当するものが製造し、加工し、又は輸入する特定熱損失防止建築材料につき、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして、第二百五十三條に規定する性能の向上を相当程度行う必要がある

るエネルギー消費機器に係る関係機器であつてそのエネルギー消費関係性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの（以下「特定関係機器」という。）については、経済産業大臣（自動車及びこれに係る特定関係機器にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この章及び第六十二條第十項において同じ。）は、特定エネルギー消費機器及び特定関係機器（以下「特定エネルギー消費機器等」という。）ごとに、そのエネルギー消費性能又はエネルギー消費関係性能（以下「エネルギー消費性能等」という。）の向上に関しエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 (略)

第四百十六條と第四百十八條 (略)

第二節 熱損失防止建築材料に係る措置

第四百十九條・第五百十條 (略)

(性能の向上に関する勧告及び命令)

第五百十一條 経済産業大臣は、熱損失防止建築材料製造事業者等であつてその製造、加工又は輸入に係る特定熱損失防止建築材料の生産量又は輸入量が政令で定める要件に該当するものが製造し、加工し、又は輸入する特定熱損失防止建築材料につき、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして、第四百十九條に規定する性能の向上を相当程度行う必要がある

と認めるときは、当該熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、その目標を示して、その製造、加工又は輸入に係る当該特定熱損失防止建築材料の当該性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2・3 (略)

第一百五十六条・第一百五十七条 (略)

第七章 電気事業者に係る措置

(開示)

第五十八条 (略)

(計画の作成及び公表)

第五十九条 電気事業者（電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいい、経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。次項において同じ。）は、基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる措置その他の電気を使用する者による電気の需要の最適化に資する取組の効果的かつ効率的な実施に資するための措置の実施に関する計画を作成しなければならない。

一 その供給する電気を使用する者による電気の需要の最適化に資する取組を促すための電気の料金その他の供給条件の整備

と認めるときは、当該熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、その目標を示して、その製造、加工又は輸入に係る当該特定熱損失防止建築材料の当該性能の向上を図るべき旨の勧告をすることができる。

2・3 (略)

第五十二条・第五十三条 (略)

第七章 電気事業者に係る措置

(開示)

第五十四条 (略)

(計画の作成及び公表)

第五十五条 電気事業者（電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいい、経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。次項において同じ。）は、基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる措置その他の電気を使用する者による電気の需要の平準化に資する取組の効果的かつ効率的な実施に資するための措置の実施に関する計画を作成しなければならない。

一 その供給する電気を使用する者による電気の需要の平準化に資する取組を促すための電気の料金その他の供給条件の整備

二 その供給する電氣を使用する者の一定の時間ごとの電氣の使用量の推移その他の電氣の需要の最適化に資する取組を行う上で有効な情報であつて経済産業省令で定めるものの取得及び当該電氣を使用する者（当該電氣を使用する者が指定する者を含む。）に対するその提供を可能とする機能を有する機器の整備

三 （略）

2 （略）

第八章 雑則

（財政上の措置等）

第六十条 国は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（科学技術の振興）

第六十一条 国は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の理解を深める等のための措置）

第六十二条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求

二 その供給する電氣を使用する者の一定の時間ごとの電氣の使用量の推移その他の電氣の需要の平準化に資する取組を行う上で有効な情報であつて経済産業省令で定めるものの取得及び当該電氣を使用する者（当該電氣を使用する者が指定する者を含む。）に対するその提供を可能とする機能を有する機器の整備

三 （略）

2 （略）

第八章 雑則

（財政上の措置等）

第五十六条 国は、エネルギーの使用の合理化等を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（科学技術の振興）

第五十七条 国は、エネルギーの使用の合理化等の促進に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の理解を深める等のための措置）

第五十八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、エネルギーの使用の合理化等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない

めるよう努めなければならない。

(この法律の施行に当たつての配慮)

第六十三條 経済産業大臣は、この法律の施行に当たつては、我が国全体のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を図るために事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の導入の支援等による他の者のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(地方公共団体の教育活動等における配慮)

第六十四條 地方公共団体は、教育活動、広報活動等を行うに当たつては、できる限り、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する地域住民の理解の増進に資するよう配慮するものとする。

(一般消費者への情報の提供)

第六十五條 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換につき協力をを行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示その他一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの

(この法律の施行に当たつての配慮)

第五十九條 経済産業大臣は、この法律の施行に当たつては、我が国全体のエネルギーの使用の合理化等を図るために事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化等の促進に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(地方公共団体の教育活動等における配慮)

第六十條 地方公共団体は、教育活動、広報活動等を行うに当たつては、できる限り、エネルギーの使用の合理化等に関する地域住民の理解の増進に資するよう配慮するものとする。

(一般消費者への情報の提供)

第六十一條 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力をを行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示その他一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するよう努めなければならない。

転換に資する情報を提供するよう努めなければならない。

2 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、電気を消費する機械器具の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する措置につき協力をを行うことができる事業者は、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の最適化に資する電気の利用のために建築物に必要とされる性能の表示、電気を消費する機械器具（電気の需要の最適化に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。）の電気の需要の最適化に係る機能の表示その他一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する措置の実施に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（報告及び立入検査）

第百六十六条 経済産業大臣は、第七条第一項及び第五項、第十条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第三項、第十九条第一項及び第四項、第二十二條第一項及び第三項、第二十五条第一項及び第三項、第三十四条第一項及び第三項、第三十七条第一項及び第三項、第四十三条第一項及び第三項並びに第四十六条第一項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第八条第一項、第九条第一項、第十一条第

2 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、電気を消費する機械器具の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行う電気の需要の平準化に資する措置につき協力をを行うことができる事業者は、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資する電気の利用のために建築物に必要とされる性能の表示、電気を消費する機械器具（電気の需要の平準化に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。）の電気の需要の平準化に係る機能の表示その他一般消費者が行う電気の需要の平準化に資する措置の実施に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（報告及び立入検査）

第百六十二条 経済産業大臣は、第七条第一項及び第五項、第十条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第三項、第十八条第一項及び第四項、第二十一条第一項及び第三項、第二十四条第一項及び第三項、第三十二条第一項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第四十条第一項及び第三項並びに第四十三条第一項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第八条第一項、第九条第一項、第十一条第

一項、第十二条第一項、第十四条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項及び第四十七条第一項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第三章第一節（第七条第一項及び第五項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項、第十九条第一項及び第四項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第三項、第二十六条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項及び第三項、第三十八条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第三項、第四十七条第一項並びに第五十四条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第五十条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び

一項、第十二条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第四十四条第一項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者に対し、その設置している工場等における業務の状況に報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第三章第一節（第七条第一項及び第五項、第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項及び第三項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項、第十八条第一項及び第四項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第三項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項及び第三項、第三十八条第一項、第四十条第一項及び第三項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十四条第一項並びに第五十条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は第四十六条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関

管理関係事業者を除く。)に対し、その設置している工場等(特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

4・5 (略)

6 国土交通大臣は、第二百五条第一項及び第四項、第二百二十九条第一項及び第四項並びに第四百三十三条第一項及び第五項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者若しくは航空輸送事業者(以下この項において単に「輸送事業者」という。)に対し、貨物若しくは旅客の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所若しくは輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 国土交通大臣は、第四章(第二百五条第一項及び第四項、第一節第二款、第二百二十九条第一項及び第四項、第四百二十二条並びに第四百三十三条第一項及び第五項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨物輸送事業者、管理関係貨物輸送事業者、第三百三十八条第一項の認定を受けた貨物輸送事業者(特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、

係事業者を除く。)に対し、その設置している工場等(特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

4・5 (略)

6 国土交通大臣は、第一百一条第一項及び第四項、第二百二十五条第一項及び第四項並びに第三百三十九条第一項及び第五項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者若しくは航空輸送事業者(以下この項において単に「輸送事業者」という。)に対し、貨物若しくは旅客の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所若しくは輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

7 国土交通大臣は、第四章(第一百一条第一項及び第四項、第一節第二款、第二百二十五条第一項及び第四項、第三百三十八条並びに第三百三十九条第一項及び第五項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨物輸送事業者、管理関係貨物輸送事業者、第三百三十四条第一項の認定を受けた貨物輸送事業者(特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、

認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。若しくは特定航空輸送事業者（以下この項において「特定貨物輸送事業者等」という。）に対し、貨物若しくは旅客の輸送に係る業務の状況に報告させ、又はその職員に、特定貨物輸送事業者等の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所若しくは輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8 経済産業大臣は、第百十三条第一項及び第四項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、荷主（第百九条に規定する荷主をいう。以下この項及び次項並びに第七十一条第三項において同じ。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に報告させ、又はその職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

9 主務大臣は、第四章第一節第二款（第百十三条第一項及び第四項並びに第百二十五条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主若しくは第百二十一条第一項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この項において「特定荷主等」という。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に報告させ、又はその職員に、特定荷主等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10 経済産業大臣は、第六章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、エネルギー消費機器等製造事業

認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。若しくは特定航空輸送事業者（以下この項において「特定貨物輸送事業者等」という。）に対し、貨物若しくは旅客の輸送に係る業務の状況に報告させ、又はその職員に、特定貨物輸送事業者等の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所若しくは輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8 経済産業大臣は、第百九条第一項及び第四項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、荷主（第百五条に規定する荷主をいう。以下この項及び次項並びに第百六十七条第二項において同じ。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に報告させ、又はその職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

9 主務大臣は、第四章第一節第二款（第百九条第一項及び第四項並びに第百二十一条を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主、認定管理統括荷主、管理関係荷主若しくは第百十七条第一項の認定を受けた荷主（特定荷主、認定管理統括荷主及び管理関係荷主を除く。）（以下この項において「特定荷主等」という。）に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に報告させ、又はその職員に、特定荷主等の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

10 経済産業大臣は、第六章の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定エネルギー消費機器等製造

者等若しくは熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11・12 (略)

(手数料)

第百六十七条 第九条第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、同条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第十二条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第十四条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第二十一条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第二十四条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第二十六条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第三十三条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第三十八条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第四十五条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第四十七条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)

事業者等若しくは特定熱損失防止建築材料製造事業者等に対し、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定エネルギー消費機器等製造事業者等若しくは特定熱損失防止建築材料製造事業者等の事務所、工場若しくは倉庫に立ち入り、特定エネルギー消費機器等若しくは特定熱損失防止建築材料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

11・12 (略)

(手数料)

第百六十三条 第九条第一項第一号の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、同条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第十二条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第十四条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第二十条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第二十三条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第二十五条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第三十一条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第三十四条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第三十六条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第四十二条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を受けようとする者、第四十四条第二項の講習(指定講習機関が行うものを除く。)を

を受けようとする者、エネルギー管理士試験を受けようとする者、第五十五条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者又はエネルギー管理士免状の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、第五十六条第一項の規定による委託を受けて指定試験機関がそのエネルギー管理士免状に関する事務を行うエネルギー管理士免状の交付又は再交付を受けようとする者及び指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(聴聞の方法の特例)

第六十六条(第六十六条第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条、第八十一条又は第一百条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 (略)

第六十六条・第七十条 (略)

(主務大臣等)

第七十一条 第三章第一節(第五条第一項を除く。)及び第四節並びに第六十六条第三項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

受けようとする者、エネルギー管理士試験を受けようとする者、第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者又はエネルギー管理士免状の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、第五十二条第一項の規定による委託を受けて指定試験機関がそのエネルギー管理士免状に関する事務を行うエネルギー管理士免状の交付又は再交付を受けようとする者及び指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

(聴聞の方法の特例)

第六十四条(第六十一条(第六十二条第四項において準用する場合を含む。)、第六十五条、第七十七条又は第九十六条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 (略)

第六十五条・第六十六条 (略)

(主務大臣等)

第六十七条 第三章第一節及び第四節並びに第六十二条第三項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2 第五条第一項における主務大臣は、エネルギーの使用の合理

化が特に必要と認められる業種において達成すべき目標に係る部分については経済産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣とし、その他の部分については経済産業大臣とする。

3 第四章第一節第二款及び第百六十六条第九項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

4・5 (略)

6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九章 罰則

第百七十二条 第五十六条第二項又は第六十七条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(削る)

一 第九十七条の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らしたとき。

二 第百条の規定による確認調査の業務の停止の命令に違反したとき。

(新設)

2 第四章第一節第二款及び第百六十二条第九項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

3・4 (略)

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九章 罰則

第百六十八条 (新設)

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条第二項又は第六十三条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

二 第九十三条の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

三 第九十六条の規定による確認調査の業務の停止の命令に違反した者

第百七十三条 第六十九条第二項又は第八十一条第二項の規定による試験事務又はエネルギー管理講習の業務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十七条第一項の規定に違反して選任しなかつたとき。

- 二 第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第百八条第四項、第百十六条第四項、第二百二十条第四項、第百三十二条第四項、第百三十七条第四項、第百四十六条第四項、第百五十条第三項、第百五十二条第三項、第百五十五条第三項又は第百五十七条第三項の規定による命令に違反したとき。

第百七十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第三項、第十九条第二項、第百五条第二項、第百十条第二項、第百二十九条第二項又は第百四十三条第三項の

第百六十九条 第六十五条第二項又は第七十七条第二項の規定による試験事務又はエネルギー管理講習の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十二條第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項又は第四十四条第一項の規定に違反して選任しなかつた者

- 二 第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第百四条第三項、第百十二条第三項、第百十六条第三項、第百二十八条第三項、第百三十三条第三項、第百四十二条第三項、第百四十六条第三項、第百四十八条第三項、第百五十一条第三項又は第百五十三条第三項の規定による命令に違反した者

第百七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第三項、第十八条第二項、第九十一条、第百一条第二項、第百九条第二項、第百二十五条第二項又は第百三十九

規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十五条第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項若しくは第二項、第六十六条第一項若しくは第二項、第六十四条第一項若しくは第二項、第六十八条第一項若しくは第二項、第六十二条第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による提出をしなかつたとき。

三 第十六条第一項（第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条第一項（第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十条第一項（第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五十三条、第六十七条第一項（第六十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第一百二十五条第一項（第二百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第一百十九条第一項（第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百二十四条、第三十一条第一項（第二百四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三百十六條第一項（第四百十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四百一条、第四百十五條第一項（第四百四十五條第一項若しくは第四百六十六條第一項から第三項まで若しくは第五項から第十項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき）。

四 第九十五条の規定による届出をしないで業務の全部若しく

条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条第一項、第二十六条第一項、第三十七条第一項、第一百二条、第一百十条、第一百十四条、第一百二十六条、第一百三十一条又は第六十四条の規定による提出をしなかつた者

三 第十六条第一項（第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十七条第一項（第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十八条第一項（第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条、第一百三一条第一項（第一百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第一百十一条第一項（第一百十九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第一百十五條第一項（第一百十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百二十条、第二百二十七條第一項（第二百三十六條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三百十二條第一項（第三百三十六條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三百三十七條、第四百一条第一項若しくは第四百六十二條第一項から第三項まで若しくは第五項から第十項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第五項から第十項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（新設）

は一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第百一条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

第百七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十二条の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

二 第七十条第一項若しくは第八十二条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第七十条第二項若しくは第八十二条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第七十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第六十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百七十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十条第二項、第七十四条又は第七十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

四 第九十七条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

第百七十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

二 第六十六条第一項若しくは第七十八条第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第六十六条第二項若しくは第七十八条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第七十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第六十二条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第百七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十八号第二号若しくは第三号、第七十条又は第七十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第一百七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第八条第三項、第九条第三項、第十一条第二項、第十二条第三項、第十四条第三項、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十三条第二項、第二十四条第三項、第二十六条第三項、第三十二条第三項、第三十三条第三項、第三十五条第二項、第三十六条第三項、第三十八条第三項、第四十四条第二項、第四十五条第三項又は第四十七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第九十六条第一項の規定に違反して財務諸表等を備え置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第一百七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第八条第三項、第九条第三項、第十一条第二項、第十二条第三項、第十四条第三項、第十九条第三項、第二十条第三項、第二十二条第二項、第二十三条第三項、第二十五条第三項、第三十条第三項、第三十一条第三項、第三十三条第二項、第三十四条第三項、第三十六条第三項、第四十一条第二項、第四十二条第三項又は第四十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第九十二条第一項の規定に違反して財務諸表等を備え置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

○エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）（第二条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針等（第三条・第四条）</p> <p>第三章 特定エネルギー供給事業者に係る措置（第五条―第十条）</p> <p>第四章 特定燃料製品供給事業者に係る措置（第十一条―第十四条）</p> <p>第五章 雑則（第十五条―第二十条）</p> <p>第六章 罰則（第二十一条―第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、エネルギー供給事業者によつて供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況に鑑み、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用</p>	<p>エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針等（第三条・第四条）</p> <p>第三章 特定エネルギー供給事業者に係る措置（第五条―第八条）</p> <p>第四章 特定燃料製品供給事業者に係る措置（第九条―第十二条）</p> <p>第五章 雑則（第十三条―第十八条）</p> <p>第六章 罰則（第十九条―第二十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、エネルギー供給事業者によつて供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況にかんがみ、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利</p>

を促進するために必要な措置を講ずることにより、エネルギー供給事業の持続的かつ健全な発展を通じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「非化石エネルギー源」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料(その製造に伴い副次的に得られるものであつて燃焼の用に供されるものを含み、水素その他政令で定めるもの(第九条において「水素等」という。))を除く。)であつて政令で定めるものをいう。第四項及び第五項において同じ。)以外のものをいう。

3 (略)

4 この法律において「エネルギー源の環境適合利用」とは、電気、熱若しくは燃料製品のエネルギー源として非化石エネルギー源を利用すること(電気事業者又は熱供給事業者にあつては、エネルギー源として非化石エネルギー源を利用した電気又は熱を他の者から調達することを含む。)(又は電気事業者が電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴つて発生する二酸化炭素を回収し、及び貯蔵する措置(これに相当する措置を含む。))として経済産業省令で定めるものを行うこと(当該措置を行った他の者から電気を調達することを含む。)をいう。

5 (略)

用を促進するために必要な措置を講ずることにより、エネルギー供給事業の持続的かつ健全な発展を通じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「非化石エネルギー源」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として利用することができるもののうち、化石燃料(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料(その製造に伴い副次的に得られるものであつて燃焼の用に供されるものを含む。))であつて政令で定めるものをいう。第五項において同じ。)以外のものをいう。

3 (略)

4 この法律において「非化石エネルギー源の利用」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として非化石エネルギー源を利用すること(電気事業者又は熱供給事業者にあつては、エネルギー源として非化石エネルギー源を利用した電気又は熱を他の者から調達することを含む。))をいう。

5 (略)

6 この法律において「化石エネルギー原料の有効な利用」とは、環境への負荷の低減に配慮しつつ、化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から燃料製品を製造（第三者に委託して製造することを含む。）して当該燃料製品を回収した後に残存する物として経済産業省令で定めるものの経済産業省令で定める方法により算出される発生量を減少させること又は化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から製造される燃料製品の経済産業省令で定める方法により算出される生産量を増加させることをいう。

7 この法律において「特定エネルギー供給事業者」とは、エネルギー供給事業者のうち、エネルギー源の環境適合利用が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行うものをいう。

8 (略)

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 基本方針は、エネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用

6 この法律において「化石エネルギー原料の有効な利用」とは、化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から燃料製品を製造（第三者に委託して製造することを含む。）して当該燃料製品を回収した後に残存する物として経済産業省令で定めるものの経済産業省令で定める方法により算出される発生量を減少させること又は化石エネルギー原料の単位数量当たりの当該化石エネルギー原料から製造される燃料製品の経済産業省令で定める方法により算出される生産量を増加させることをいう。

7 この法律において「特定エネルギー供給事業者」とは、エネルギー供給事業者のうち、非化石エネルギー源の利用が技術的及び経済的に可能であり、かつ、その促進が特に必要であるものとして政令で定める事業を行うものをいう。

8 (略)

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 基本方針は、非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促

の促進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の状況、エネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用の促進に関する事項について環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならぬ。

4・5 (略)

(エネルギー供給事業者の責務)

第四条 エネルギー供給事業者は、その事業を行うに際して、基本方針の定めるところに留意して、エネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めなければならない。

第三章 特定エネルギー供給事業者に係る措置

(特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項)

第五条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、エネルギー源の環

進のための施策に関する基本的な事項その他エネルギー供給事業者による化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する事項について、エネルギー需給の長期見通し、エネルギー供給事業者による化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の状況、化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用に関する技術水準その他の事情を勘案し、環境の保全に留意しつつ定めるものとする。

3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、エネルギー供給事業者による化石エネルギー源の利用の促進に関する事項について環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならぬ。

4・5 (略)

(エネルギー供給事業者の責務)

第四条 エネルギー供給事業者は、その事業を行うに際して、基本方針の定めるところに留意して、化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めなければならない。

第三章 特定エネルギー供給事業者に係る措置

(特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項)

第五条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による化石エネルギー源の利用の適切かつ有効な実施を図るため、特定エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、化石エネルギー源

環境適合利用の目標及び次に掲げる事項に関し、特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 推進すべきエネルギー源の環境適合利用の実施方法に関する事項

二 (略)

三 その他エネルギー源の環境適合利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー供給の長期見通し、特定エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用の状況、エネルギー源の環境適合利用に関する技術水準、再生可能エネルギー源の利用に係る経済性その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第六条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定エネルギー供給事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、エネルギー源の環境適合利用について必要な指導及び助言をすることができる。

(計画の作成)

第七条 特定エネルギー供給事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気(電気事業者が他の電気事業者に供給したもの

の利用)の目標及び次に掲げる事項に関し、特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

一 推進すべき非化石エネルギー源の利用の実施方法に関する事項

二 (略)

三 その他非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー供給の長期見通し、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の状況、非化石エネルギー源の利用に関する技術水準、再生可能エネルギー源の利用に係る経済性その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)

第六条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定エネルギー供給事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、非化石エネルギー源の利用について必要な指導及び助言をすることができる。

(計画の作成)

第七条 特定エネルギー供給事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気(電気事業者が他の電気事業者に供給したもの

を除く。)若しくは熱(熱供給事業者が他の熱供給事業者に供給したものを除く。)の供給量又はその製造し供給する燃料製品の供給量が政令で定める要件に該当するものは、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められたエネルギー源の環境適合理用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(勧告及び命令)

第八条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者のエネルギー源の環境適合理用の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギー源の環境適合理用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 (略)

(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の行う非化石エネルギー源の調達等に関する情報の提供)

第九条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第七条

第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の依頼に応じて、水素等の調達若しくは貯蔵又は二酸化炭素の貯蔵に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(電気に係るエネルギー源の環境適合理用に関する情報の提供)

を除く。)若しくは熱(熱供給事業者が他の熱供給事業者に供給したものを除く。)の供給量又はその製造し供給する燃料製品の供給量が政令で定める要件に該当するものは、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた非化石エネルギー源の利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(勧告及び命令)

第八条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の非化石エネルギー源の利用の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、非化石エネルギー源の利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 (略)

(新設)

第十條 第七條第一項に規定する特定エネルギー供給事業者（他の者から調達する電気の量が政令で定める要件に該当する電気事業者に限る。）に対して電気の供給を行う者は、経済産業省令で定めるところにより、当該特定エネルギー供給事業者の依頼に応じて、その供給した電気に係るエネルギー源の環境適合利用に関して必要な情報を提供するように努めなければならない。

第四章 特定燃料製品供給事業者に係る措置

第十一條・第十二條 (略)

(計画の作成)

第十三條 特定燃料製品供給事業者のうち前事業年度におけるその使用する化石エネルギー原料の数量が政令で定める要件に該当するものは、経済産業省令で定めるところにより、第十一條第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた化石エネルギー原料の有効な利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(勧告及び命令)

第十四條 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定燃料製品供給事業者の化石エネルギー原料の有効な利用の状況が第十一

(新設)

第四章 特定燃料製品供給事業者に係る措置

第九條・第十條 (略)

(計画の作成)

第十一條 特定燃料製品供給事業者のうち前事業年度におけるその使用する化石エネルギー原料の数量が政令で定める要件に該当するものは、経済産業省令で定めるところにより、第九條第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた化石エネルギー原料の有効な利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(勧告及び命令)

第十二條 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定燃料製品供給事業者の化石エネルギー原料の有効な利用の状況が第九條

条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定燃料製品供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、化石エネルギー原料の有効な利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ

2 (略)

第五章 雑則

(財政上の措置等)

第十五条 政府は、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映)

第十六条 国は、特定エネルギー供給事業者による再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るために再生可能エネルギー源の利用に要する費用を当該特定エネルギー供給事業者による電気、熱又は燃料製品の供給の対価に適切に反映させることが重要であることに鑑み、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定燃料製品供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、化石エネルギー原料の有効な利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ

2 (略)

第五章 雑則

(財政上の措置等)

第十三条 政府は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(再生可能エネルギー源の利用に要する費用の価格への反映)

第十四条 国は、特定エネルギー供給事業者による再生可能エネルギー源の利用の円滑化を図るために再生可能エネルギー源の利用に要する費用を当該特定エネルギー供給事業者による電気、熱又は燃料製品の供給の対価に適切に反映させることが重要であることに鑑み、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第十七条 経済産業大臣は、第八条及び第十四条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者の事務所、工場若しくは事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(環境大臣との関係)

第十八条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適利用の促進のための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

第十九条・第二十条 (略)

第六章 罰則

第二十一条 第八条第二項又は第十四条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第十三条第一項の規定による提出をしな

第十五条 経済産業大臣は、第八条及び第十二条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定エネルギー供給事業者若しくは特定燃料製品供給事業者の事務所、工場若しくは事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(環境大臣との関係)

第十六条 経済産業大臣は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用の促進のための施策の実施に当たり、当該施策の実施が環境の保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。

第十七条・第十八条 (略)

第六章 罰則

第十九条 第八条第二項又は第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第十一条第一項の規定による提出をしな

かつたとき。

二 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第二十三条 (略)

かつた者

二 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十一条 (略)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構</u>の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、<u>独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構</u>とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 <u>独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構</u>（以下「機構」という。）は、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等、石炭の探鉱、水素の製造等、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱等に<u>必要な資金の供給並びに風力の利用に必要な風の状況の調査</u>その他石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、水素資源、地熱資源、風力資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等、石炭、水素、地熱</p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構</u>の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、<u>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構</u>とする。</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 <u>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構</u>（以下「機構」という。）は、石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等、石炭の探鉱、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱等に<u>必要な資金の供給</u>その他石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、地熱資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等、石炭、地熱及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の</p>

、風力及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海外及び本邦周辺の海域における石油等（オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下同じ。）の探鉱及び採取、海外における可燃性天然ガスの液化及び貯蔵並びに石炭の探鉱、海外及び本邦における水素（その化合物であつて経済産業省令で定めるものを含む。以下同じ。）の製造及び貯蔵、本邦における地熱の探査、海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱並びに採掘及びこれに附属する事業、海外並びに本邦及びその周辺の海域における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵（石油等、石炭、水素及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するものに限る。以下同じ。）及びこれに必要な地層の探査に必要な資金（本邦周辺の海域における石油等の採取並びに金属鉱物の採掘、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業（以下この号、第四号及び第十四条第一項において「採掘等」という。）に必要な資金にあつては、石油等の採取をする権利、金属鉱物の採掘等をする権利その他これらに類する権利を有する者からこれらの権利を譲り受けてその採取又は採掘等を行う場合におけるこ

防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。

(業務の範囲)

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海外及び本邦周辺の海域における石油等（オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下同じ。）の探鉱及び採取、海外における可燃性天然ガスの液化及び貯蔵並びに石炭の探鉱、本邦における地熱の探査並びに海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱並びに採掘、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業（以下この号、第四号及び第十四条第一項において「採掘等」という。）に必要な資金（本邦周辺の海域における石油等の採取及び金属鉱物の採掘等に必要な資金にあつては、石油等の採取をする権利、金属鉱物の採掘等をする権利その他これらに類する権利を有する者からこれらの権利を譲り受けてその採取又は採掘等を行う場合におけるこれらの権利の譲受けに必要な資金及びこれらの権利に基づく採取又は採掘等を開始するために必要な資金に限る。）を供給するための出資を行うこと。

これらの権利の譲受けに必要な資金及びこれらの権利に基づく採取又は採掘等を開始するために必要な資金に限る。)を供給するための出資を行うこと。

二 (略)

三 海外における石油等の採取(これに附属する精製を含む。第五号において同じ。)、可燃性天然ガスの液化及び貯蔵並びに石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の事業(同号において「石炭の採掘等」という。)、海外及び本邦における水素の製造及び貯蔵、本邦における地熱の採取、海外における金属鉱物の採掘及びこれに附属する事業、海外及び本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵に必要な資金(その資金を供給するために必要な資金を含む。に係る債務の保証を行うこと。)

四 海外における石油等の探鉱及び採取、可燃性天然ガスの液化、金属鉱物の探鉱及び採掘等並びに二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の探査をする権利(その権利を取得するために必要な権利を含む。)、その他これに類する権利の取得(機構以外の者によるこれらの権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、機構以外の者への譲渡を目的として行うものに限る。)を行うこと。

五 (略)

六 石油等及び石炭の探鉱、地熱の探査、金属鉱物の探鉱並びに二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査に必要な地質構造の調査(石炭の探鉱に係る調査にあつては海外において行われるもの限り、金属鉱物の探鉱に係る調査にあつては海外に

二 (略)

三 海外における石油等の採取(これに附属する精製を含む。第五号において同じ。)、可燃性天然ガスの液化及び貯蔵並びに石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の事業(同号において「石炭の採掘等」という。)、本邦における地熱の採取並びに海外における金属鉱物の採掘、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業に必要な資金(その資金を供給するために必要な資金を含む。に係る債務の保証を行うこと。)

四 海外における石油等の探鉱及び採取、可燃性天然ガスの液化並びに金属鉱物の探鉱及び採掘等をする権利(その権利を取得するために必要な権利を含む。)、その他これに類する権利の取得(機構以外の者によるこれらの権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、機構以外の者への譲渡を目的として行うものに限る。)を行うこと。

五 (略)

六 石油等及び石炭の探鉱、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査(石炭の探鉱に係る調査にあつては海外において行われるもの限り、金属鉱物の探鉱に係る調査にあつては海外において行われるものであつて国及び機構

おいて行われるものであつて国及び機構以外の者がその費用の一部を負担するもの並びに海域において行われる国民経済上重要なものであつて国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるもの限り、地熱の探査に係る調査にあつては熱源の状況の調査を含む。)並びに風力の利用に必要な風の状況及び地質構造の調査(本邦周辺の海域において行われる風力発電設備の設置に関する採算を分析するためのものであつて、経済的又は社会的な特性によつて国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるものに限る。)を行うこと。

七・八 (略)

九 次に掲げる船舶の貸付けを行うこと。

イ 石油等の探鉱及び二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査並びにこれらに必要な地質構造の調査に必要な船舶

ロ (略)

十 二十一 (略)

25 (略)

(区分経理)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十一条第一項第一号に掲げる業務(石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの)に限り、次号に掲げるものを除く。)、同項第三号に掲げる業務(石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの)に限り、次号に掲げるものを除く。)、同項第四号に掲げる業務(石

以外の者がその費用の一部を負担するもの並びに海域において行われる国民経済上重要なものであつて国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるもの限り、地熱の探査に係る調査にあつては熱源の状況の調査を含む。)を行うこと。

七・八 (略)

九 次に掲げる船舶の貸付けを行うこと。

イ 石油等の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶

ロ (略)

十 二十一 (略)

25 (略)

(区分経理)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十一条第一項第一号に掲げる業務(石油等に係るもの)に限り、次号に掲げるものを除く。)、同項第三号に掲げる業務(石油等に係るもの)に限る。)、同項第四号に掲げる業務(石油等に係るもの)に限り、次号に掲げるものを除く。)、同項第五号及び第六号に掲げる業務(石油等、石炭及び地熱

油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものに限り、次号に掲げるものを除く。）、同項第五号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）、同項第六号に掲げる業務（石油等、石炭、地熱及び風力に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るものに限る。）、同項第七号及び第八号に掲げる業務（石炭及び地熱に係るものに限る。）、同項第九号に掲げる業務（同号イに掲げる船舶の貸付けに限る。）、同項第十号から第十二号までに掲げる業務並びに同項第九号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号及び第三号に掲げる業務並びに同条第三項の業務（同条第一項第九号イに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。）

二 第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油に係るものにあつてはその採取に必要な資金に係るものであつて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限り、可燃性天然ガスに係るものにあつてはその採取、液化及び貯蔵に必要な資金に係るものであつて同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限り、水素及び金属鉱物に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの）にあつては同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るものに限る。）、同項第二号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務（石炭、地熱及び金属鉱物に係るもの並びに水素に係るもの）及び二酸化炭素の貯蔵に係るものであつて同法第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資

に係るもの）に限り、同項第七号及び第八号に掲げる業務（石炭及び地熱に係るもの）に限る。）、同項第九号に掲げる業務（同号イに掲げる船舶の貸付けに限る。）、同項第十号から第十二号までに掲げる業務並びに同項第十九号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るもの）に限り、並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号及び第三号に掲げる業務並びに同条第三項の業務（同条第一項第九号イに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。）

二 第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油に係るものにあつてはその採取に必要な資金に係るものであつて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限り、可燃性天然ガスに係るものにあつてはその採取、液化及び貯蔵に必要な資金に係るものであつて同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限り、金属鉱物に係るもの）にあつては同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るものに限る。）、同項第三号に掲げる業務（石炭、地熱及び金属鉱物に係るもの）に限り、同項第四号に掲げる業務（石油等に係るものであつて同法第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限り、並びに同項第二号及び第十三号に掲げる業務並

に係るものに限る。）、同項第四号に掲げる業務（石油等に
係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものであって同法第五
十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって
行う出資に係るものに限る。）及び同項第十三号に掲げる業
務並びにこれらに附帯する業務

三〇六（略）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、
第十一条第一項第七号及び第二十一号の規定により機構が交付
する助成金について準用する。この場合において、同法（第二
条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人
エネルギー・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とある
のは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の理事長」
と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第
一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とある
のは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、同法
第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人エネル
ギー・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（長期借入金及びエネルギー・金属鉱物資源債券）

第十四条 機構は、第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等
の採取、可燃性天然ガスの液化及び貯蔵、水素の製造及び貯蔵
、金属鉱物の採掘等並びに二酸化炭素の貯蔵に必要な資金に係

びにこれらに附帯する業務

三〇六（略）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、
第十一条第一項第七号及び第二十一号の規定により機構が交付
する助成金について準用する。この場合において、同法（第二
条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人
石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とあ
るのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の理事
長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九
条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」と
あるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と
、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人
石油天然ガス・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるも
のとする。

（長期借入金及び石油天然ガス・金属鉱物資源債券）

第十四条 機構は、第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等
の採取、可燃性天然ガスの液化及び貯蔵並びに金属鉱物の採掘
等に必要な資金に係るものに限る。）並びに同項第二号から第

るものに限る。)並びに同項第二号から第四号まで及び第十二号から第十四号までに掲げる業務並びに同条第二項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又はエネルギー・金属鉱物資源債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2
5
6 (略)

四号まで及び第十二号から第十四号までに掲げる業務並びに同条第二項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は石油天然ガス・金属鉱物資源債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2
5
6 (略)

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 海外及び本邦周辺の海域における石油等（オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下同じ。）の探鉱及び採取、海外における可燃性天然ガスの液化及び貯蔵並びに石炭の探鉱、海外及び本邦における水素（その化合物であつて経済産業省令で定めるものを含む。以下同じ。）の製造及び貯蔵並びに地熱の探査、海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱並びに採掘及びこれに附属する事業、海外並びに本邦及びその周辺の海域における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵（石油等、石炭、水素及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するものに限る。以下同じ。）及びこれに必要な地層の探査に必要な資金（本邦周辺の海域における石油等の採取並びに金属鉱物の採掘、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業（以下この号、第四号及び第十四条第一項において「採掘等」という。）に必要な資金にあつては、石油等の採取をする権利、金属鉱物の採掘等をする権利その他これらに類する権利を有する者からこれらの権利を譲り受けてその採取又は採掘等を行う場合におけるこれらの権利の譲受けに必要な資金及びこれらの権利に基づく採取又は</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 海外及び本邦周辺の海域における石油等（オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下同じ。）の探鉱及び採取、海外における可燃性天然ガスの液化及び貯蔵並びに石炭の探鉱、海外及び本邦における水素（その化合物であつて経済産業省令で定めるものを含む。以下同じ。）の製造及び貯蔵、本邦における地熱の探査、海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱並びに採掘及びこれに附属する事業、海外並びに本邦及びその周辺の海域における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業並びに海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵（石油等、石炭、水素及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するものに限る。以下同じ。）及びこれに必要な地層の探査に必要な資金（本邦周辺の海域における石油等の採取並びに金属鉱物の採掘、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業（以下この号、第四号及び第十四条第一項において「採掘等」という。）に必要な資金にあつては、石油等の採取をする権利、金属鉱物の採掘等をする権利その他これらに類する権利を有する者からこれらの権利を譲り受けてその採取又は採掘等を行う場合におけるこれらの権利の譲受けに必要な資金及びこれらの権利に基づく</p>

採掘等を開始するために必要な資金に限る。)を供給するための出資を行うこと。

二〇十八 (略)

十九 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七十条の

三の規定による協力をを行うこと。

二十 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十三条の四の規定による情報の提供を行うこと。

二十一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四十九条の規定による情報の提供を行うこと。

二十二 (略)

二十三 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律七十二号)第九条の規定による情報の提供を行うこと。

二十四・二十五 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 電気事業法第三十三条の三の規定による燃料の調達を行うこと。

3 (略)

4 第一項第一号に規定する地熱の探査(海外において行われるものに限る。)に必要な資金を供給するための出資は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、経済産業大臣の認可を受けて行うことができる。

一 出資を行うことにより本邦における地熱の探査では得るこ

採取又は採掘等を開始するために必要な資金に限る。)を供給するための出資を行うこと。

二〇十八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

十九 (略)

(新設)

二十・二十一 (略)

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十三条の三の規定による燃料の調達を行うこと。

3 (略)

(新設)

とができない技術及び技能を得ることができると認められること。

二 前号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査（機構が第一項第七号の助成金の交付を行った地質構造の調査の結果に基づいて行われるものに限る。次号において同じ。）に必要なものであると認められること。

三 第一号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査に活用されると見込まれること。

5 | 6 | (略)

(区分経理)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等、水素及び地熱に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの限り、次号に掲げるものを除く。）、同項第三号に掲げる業務（石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの限り、次号に掲げるものを除く。）、同項第四号に掲げる業務（石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るもの限り、次号に掲げるものを除く。）、同項第五号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）、同項第六号に掲げる業務（石油等、石炭、地熱及び風力に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るものに限る。）、同項第七号及び第八号に掲げる業務（石炭及び地熱に係るものに限る。）、同項第九号に掲げる業務（同号イに掲げる船舶の貸付けに限る。）、同項第十号から第十二号までに掲げる業務、同項第

4 | 5 | (略)

(区分経理)

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの限り、次号に掲げるものを除く。）、同項第三号に掲げる業務（石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの限り、次号に掲げるものを除く。）、同項第四号に掲げる業務（石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るもの限り、次号に掲げるものを除く。）、同項第五号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）、同項第六号に掲げる業務（石油等、石炭、地熱及び風力に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るものに限る。）、同項第七号及び第八号に掲げる業務（石炭及び地熱に係るものに限る。）、同項第九号に掲げる業務（同号イに掲げる船舶の貸付けに限る。）、同項第十号から第十二号までに掲げる業務並びに同項第十

十九号に掲げる業務（金属鉱物に係るものを除く。）、同項第二十号及び第二十一号に掲げる業務、同項第二十二号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）並びに同項第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号及び第三号に掲げる業務並びに同条第三項の業務（同条第一項第九号イに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。）

二 第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油に係るものにあつてはその採取に必要な資金に係るものであつて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限り、可燃性天然ガスに係るものにあつてはその採取、液化及び貯蔵に必要な資金に係るものであつて同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限り、水素及び金属鉱物に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るものにあつては同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限り、地熱に係るもの）に限り、地熱に係るもの）にあつては海外において行われるものであつて同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの及び本邦において行われるものに限る。）、同項第二号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務（石炭、地熱及び金属鉱物に係るもの並びに水素に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものであつて同法第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限る。）、同項第四号に掲げる業務（石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものであつて同法第

九号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号及び第三号に掲げる業務並びに同条第三項の業務（同条第一項第九号イに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。）

二 第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油に係るものにあつてはその採取に必要な資金に係るものであつて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限り、可燃性天然ガスに係るものにあつてはその採取、液化及び貯蔵に必要な資金に係るものであつて同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限り、水素及び金属鉱物に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るものにあつては同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限り、地熱に係るもの）に限り、地熱に係るもの）にあつては海外において行われるものであつて同条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの及び本邦において行われるものに限る。）、同項第二号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務（石炭、地熱及び金属鉱物に係るもの並びに水素に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものであつて同法第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限る。）、同項第四号に掲げる業務（石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るものであつて同法第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るもの）に限る。）及び同項第十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に係るものに限る。)及び同項第十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十一条第一項第一号に掲げる業務(金属鉱物に係るもの限り、前号に掲げるものを除く。)、同項第四号から第八号までに掲げる業務(金属鉱物に係るものに限る。)、同項第九号に掲げる業務(同号口に掲げる船舶の貸付けに限る。)、同項第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる業務並びに同項第十九号及び第二十二号に掲げる業務(金属鉱物に係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務、同項第二十五号に掲げる業務(第六号に掲げるものを除く。)、同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項の業務(同条第一項第九号口に掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。)。

四・五 (略)

六 第十一条第一項第二十五号に掲げる業務(第十九条の二第一項に規定する安定供給確保支援基金に係るものに限る。)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十一条第一項第七号及び第二十五号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の理事長」

三 第十一条第一項第一号に掲げる業務(金属鉱物に係るもの限り、前号に掲げるものを除く。)、同項第四号から第八号までに掲げる業務(金属鉱物に係るものに限る。)、同項第九号に掲げる業務(同号口に掲げる船舶の貸付けに限る。)、同項第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる業務並びに同項第十九号に掲げる業務(金属鉱物に係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務、同項第二十一号に掲げる業務(第六号に掲げるものを除く。)、同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項の業務(同条第一項第九号口に掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。)。

四・五 (略)

六 第十一条第一項第二十一号に掲げる業務(第十九条の二第一項に規定する安定供給確保支援基金に係るものに限る。)

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十一条第一項第七号及び第二十一号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の理事長」

と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第十条）</p> <p>第二章 鉱業権</p> <p> 第一節 通則（第十一条—第二十条）</p> <p> 第二節 鉱業権の設定</p> <p> 第一款 出願による鉱業権の設定（第二十一条—第三十七条）</p> <p> 第二款 特定開発者の選定による鉱業権の設定（第三十八条—第四十二条）</p> <p> 第三節 鉱業権の変更等（第四十三条—第五十八条）</p> <p> 第四節 鉱業権の登録（第五十九条—第六十一条）</p> <p> 第五節 鉱業の実施（第六十二条—第七十条の三）</p> <p>第三章 租鉱権（第七十一条—第八十七条）</p> <p>第四章 勧告及び協議（第八十八条—第一百条）</p> <p>第四章の二 鉱物の探査（第一百条の二—第一百条の十一）</p> <p>第五章 土地の使用及び収用（第一百一条—第一百八条）</p> <p>第六章 鉱害の賠償</p> <p> 第一節 賠償義務（第九十九条—第一百六条）</p> <p> 第二節 担保の供託（第一百七十七条—第二百一十一条）</p> <p> 第三節 和解の仲介（第二百二十二条—第二百二十五条）</p> <p>第七章 審査請求等（第二百二十六条—第二百三十五条）</p> <p>第八章 補則（第二百三十六条—第二百四十六条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第十条）</p> <p>第二章 鉱業権</p> <p> 第一節 通則（第十一条—第二十条）</p> <p> 第二節 鉱業権の設定</p> <p> 第一款 出願による鉱業権の設定（第二十一条—第三十七条）</p> <p> 第二款 特定開発者の選定による鉱業権の設定（第三十八条—第四十二条）</p> <p> 第三節 鉱業権の変更等（第四十三条—第五十八条）</p> <p> 第四節 鉱業権の登録（第五十九条—第六十一条）</p> <p> 第五節 鉱業の実施（第六十二条—第七十条の二）</p> <p>第三章 租鉱権（第七十一条—第八十七条）</p> <p>第四章 勧告及び協議（第八十八条—第一百条）</p> <p>第四章の二 鉱物の探査（第一百条の二—第一百条の十一）</p> <p>第五章 土地の使用及び収用（第一百一条—第一百八条）</p> <p>第六章 鉱害の賠償</p> <p> 第一節 賠償義務（第九十九条—第一百六条）</p> <p> 第二節 担保の供託（第一百七十七条—第二百一十一条）</p> <p> 第三節 和解の仲介（第二百二十二条—第二百二十五条）</p> <p>第七章 審査請求等（第二百二十六条—第二百三十五条）</p> <p>第八章 補則（第二百三十六条—第二百四十六条）</p>

第九章 罰則（第四百四十七条―第五百五十二条）
附則

（適用鉱物）

第三条 この条以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、ビスマス鉱、すず鉱、アンチモン鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クロム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、希土類金属鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石膏、重晶石、明ばん石、螢石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号三十一以上の耐火度を有するものに限る。以下同じ。）及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すずその他沖積鉱床をなす金属鉱をいう。以下同じ。）をいう。

2 前項の鉱物の廃鉱又は鉱さいであつて、土地と付合しているものは、鉱物とみなす。

第二章 鉱業権

第五節 鉱業の実施

第六十二条〜第七十条の二（略）

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の行う特定鉱物の試掘又は採掘に関する協力業務）

第七十条の三 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、

第九章 罰則（第四百四十七条―第五百五十二条）
附則

（適用鉱物）

第三条 この条以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クロム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひん鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号三十一以上の耐火度を有するものに限る。以下同じ。）及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すずその他ちゆう積鉱床をなす金属鉱をいう。以下同じ。）をいう。

2 前項の鉱物の廃鉱又は鉱さいであつて、土地と附合しているものは、鉱物とみなす。

第二章 鉱業権

第五節 鉱業の実施

第六十二条〜第七十条の二（略）

（新設）

第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により特定鉱物のうち政令で定めるものの掘採に係る鉱業権の設定を受けた鉱業権者の依頼に応じて、当該特定鉱物の試掘又は採掘に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第三章 租鉱権

第七十一条～第八十七条 (略)

第三章 租鉱権

第七十一条～第八十七条 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電気事業</p> <p>第一節 小売電気事業</p> <p>第一款 事業の登録（第二条の二―第二条の十一）</p> <p>第二款 業務（第二条の十二―第二条の十七）</p> <p>第二節 一般送配電事業</p> <p>第一款 事業の許可（第三条―第十六条）</p> <p>第二款 業務（第十七条―第二十七条）</p> <p>第三款 会計及び財務（第二十七条の二・第二十七条の三）</p> <p>第三節 送電事業（第二十七条の四―第二十七条の十二）</p> <p>第三節の二 配電事業（第二十七条の十二の二―第二十七条の十二の十三）</p> <p>第四節 特定送配電事業（第二十七条の十三―第二十七条の二十六）</p> <p>第五節 発電事業（第二十七条の二十七―第二十七条の二十九）</p> <p>第五節の二 特定卸供給事業（第二十七条の三十一―第二十七条の三十二）</p> <p>第六節 特定供給（第二十七条の三十三）</p> <p>第七節 広域的運営</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電気事業</p> <p>第一節 小売電気事業</p> <p>第一款 事業の登録（第二条の二―第二条の十一）</p> <p>第二款 業務（第二条の十二―第二条の十七）</p> <p>第二節 一般送配電事業</p> <p>第一款 事業の許可（第三条―第十六条）</p> <p>第二款 業務（第十七条―第二十七条）</p> <p>第三款 会計及び財務（第二十七条の二・第二十七条の三）</p> <p>第三節 送電事業（第二十七条の四―第二十七条の十二）</p> <p>第三節の二 配電事業（第二十七条の十二の二―第二十七条の十二の十三）</p> <p>第四節 特定送配電事業（第二十七条の十三―第二十七条の二十六）</p> <p>第五節 発電事業（第二十七条の二十七―第二十七条の二十九）</p> <p>第五節の二 特定卸供給事業（第二十七条の三十一―第二十七条の三十二）</p> <p>第六節 特定供給（第二十七条の三十三）</p> <p>第七節 広域的運営</p>

第一款 電気事業者等の相互の協調（第二十八条・第二十八条の二）

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出（第二十八条の三）

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則（第二十八条の四―第二十八条の九）

第二目 会員（第二十八条の十―第二十八条の十二）

第三目 設立（第二十八条の十三―第二十八条の十七）

第四目 管理（第二十八条の十八―第二十八条の三十）

第五目 総会（第二十八条の三十一―第二十八条の三十九）

第六目 業務（第二十八条の四十―第二十八条の四十八）

第七目 財務及び会計（第二十八条の四十九―第二十八条の五十六）

第八目 監督（第二十八条の五十七）

第九目 雑則（第二十八条の五十八）

第四款 供給計画（第二十九条・第三十条）

第五款 災害等への対応（第三十一条―第三十四条）

第六款 電気の使用制限等（第三十四条の二）

第八節 あつせん及び仲裁（第三十五条―第三十七条の二）

第二章の二 電気使用者情報の利用及び提供（第三十七条の三―第三十七条の十二）

第三章 電気工作物

第一節 定義（第三十八条）

第二節 事業用電気工作物

第一款 電気事業者等の相互の協調（第二十八条・第二十八条の二）

第二款 特定自家用電気工作物設置者の届出（第二十八条の三）

第三款 広域的運営推進機関

第一目 総則（第二十八条の四―第二十八条の九）

第二目 会員（第二十八条の十―第二十八条の十二）

第三目 設立（第二十八条の十三―第二十八条の十七）

第四目 管理（第二十八条の十八―第二十八条の三十）

第五目 総会（第二十八条の三十一―第二十八条の三十九）

第六目 業務（第二十八条の四十―第二十八条の四十七）

第七目 財務及び会計（第二十八条の四十八―第二十八条の五十五）

第八目 監督（第二十八条の五十六）

第九目 雑則（第二十八条の五十七）

第四款 供給計画（第二十九条・第三十条）

第五款 災害等への対応（第三十一条―第三十四条）

第六款 電気の使用制限等（第三十四条の二）

第八節 あつせん及び仲裁（第三十五条―第三十七条の二）

第二章の二 電気使用者情報の利用及び提供（第三十七条の三―第三十七条の十二）

第三章 電気工作物

第一節 定義（第三十八条）

第二節 事業用電気工作物

第一款 技術基準への適合（第三十九条―第四十一条）

第二款 自主的な保安（第四十二条―第四十六条）

第三款 環境影響評価に関する特例（第四十六条の二―第四十六条の二十三）

第四款 工事計画及び検査（第四十七条―第五十五条）

第五款 承継（第五十五条の二）

第三節 一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の二）

第四章 土地等の使用（第五十八条―第六十六条）

第五章 電力・ガス取引監視等委員会（第六十六条の二―第六十六条の十七）

第六章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関（第六十七条―第八十条）

第二節 指定試験機関（第八十一条―第八十八条）

第三節 登録調査機関（第八十九条―第九十六条）

第七章 卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）

第八章 雑則（第一百条―第一百四十二条）

第九章 罰則（第一百五十五条―第二百二十九条）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四（略）

五 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ（略）

第一款 技術基準への適合（第三十九条―第四十一条）

第二款 自主的な保安（第四十二条―第四十六条）

第三款 環境影響評価に関する特例（第四十六条の二―第四十六条の二十三）

第四款 工事計画及び検査（第四十七条―第五十五条）

第五款 承継（第五十五条の二）

第三節 一般用電気工作物（第五十六条―第五十七条の二）

第四章 土地等の使用（第五十八条―第六十六条）

第五章 電力・ガス取引監視等委員会（第六十六条の二―第六十六条の十七）

第六章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節 登録安全管理審査機関（第六十七条―第八十条）

第二節 指定試験機関（第八十一条―第八十八条）

第三節 登録調査機関（第八十九条―第九十六条）

第七章 卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）

第八章 雑則（第一百条―第一百四十二条）

第九章 罰則（第一百五十五条―第二百二十九条）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四（略）

五 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ（略）

ロ 電気事業の用に供する発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）以外の発電等用電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電又は放電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。）。

六 (略)

七 電力量調整供給 次のイ又はロに掲げる者に該当する他の者から、当該イ又はロに定める電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することをいう。
イ 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者 当該発電等用電気工作物の発電又は放電に係る電気

ロ (略)

八十三 (略)

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電等用電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電する事業であつて、その事業の用に供する発電等用電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

ロ 電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。）。

六 (略)

七 電力量調整供給 次のイ又はロに掲げる者に該当する他の者から、当該イ又はロに定める電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することをいう。
イ 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者 当該発電用の電気工作物の発電に係る電気

ロ (略)

八十三 (略)

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五 (略)

十五の二 特定卸供給 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給することをいう。

十五の三十八 (略)

2 4 (略)

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 二 (略)

ホ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

2 (略)

(許可証)

第六条 (略)

2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五 (略)

六 一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げ

十五 (略)

十五の二 特定卸供給 発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く。）から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給することをいう。

十五の三十八 (略)

2 4 (略)

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 二 (略)

(新設)

2 (略)

(許可証)

第六条 (略)

2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五 (略)

六 一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げ

る事項

イ〜ニ (略)

ホ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

(託送供給義務等)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 一般送配電事業者は、発電等用電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電等用電気工作物と当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電等用電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

5 (略)

(振替供給義務等)

第二十七条の十 (略)

2 送電事業者は、発電等用電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電等用電気工作物と当該送電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電等用電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

る事項

イ〜ニ (略)

(新設)

(託送供給義務等)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 一般送配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

5 (略)

(振替供給義務等)

第二十七条の十 (略)

2 送電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気工作物と当該送電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

(許可の申請)

第二十七条の十二の三 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 五 (略)

ニ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

2 (略)

(許可証)

第二十七条の十二の五 (略)

2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五 (略)

六 配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 五 (略)

ニ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

(託送供給義務等)

第二十七条の十二の十 (略)

2 (略)

3 配電事業者は、発電等用電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電等用電気

(許可の申請)

第二十七条の十二の三 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

五 配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 五 (略)

(新設)

2 (略)

(許可証)

第二十七条の十二の五 (略)

2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五 (略)

六 配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 五 (略)

(新設)

(託送供給義務等)

第二十七条の十二の十 (略)

2 (略)

3 配電事業者は、発電用の電気工作物を維持し、及び運用し、又は維持し、及び運用しようとする者から、当該発電用の電気

工作物と当該配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電等用電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

(事業の届出)

第二十七条の十三 特定送配電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 三 (略)

四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 二 (略)

ホ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

五 六 (略)

2 9 (略)

(事業の届出)

第二十七条の二十七 発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 二 (略)

三 発電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

工作物と当該配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続することを求められたときは、当該発電用の電気工作物が当該電線路の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えるおそれがあるときその他正当な理由がなければ、当該接続を拒んではならない。

(事業の届出)

第二十七条の十三 特定送配電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 三 (略)

四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

イ 二 (略)

(新設)

五 六 (略)

2 9 (略)

(事業の届出)

第二十七条の二十七 発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 二 (略)

三 発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

イ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

ロ 蓄電用のものにあつては、その設置の場所、周波数、出力及び容量

四・五 (略)

2 (略)

3 発電事業者は、第一項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その変更の日以前の経済産業省令で定める日までに、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 発電事業者は、第一項(第三号を除く。)の規定による届出に係る事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(発電等義務)

第二十七条の二十八 発電事業者は、一般送配電事業者及び配電事業者は、その維持し、及び運用する発電等用電気工作物を用いてその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を発電し、又は放電し、当該電気を供給することを約しているときは、正当な理由がなければ、発電又は放電及び電気の供給を拒んではならない。

(準用)

第二十七条の二十九 第二条の七第一項本文及び第二項、第二十六條の二、第二十七條第一項、第二十七條の二、第二十七條の

四・五 (略)

2 (略)

(新設)

3 発電事業者は、第一項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(発電等義務)

第二十七条の二十八 発電事業者は、一般送配電事業者及び配電事業者は、その維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いてその一般送配電事業及び配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約しているときは、正当な理由がなければ、発電及び電気の供給を拒んではならない。

(準用)

第二十七条の二十九 第二条の七第一項本文及び第二項、第二十六條の二、第二十七條第一項、第二十七條の二、第二十七條の

三並びに第二十七条の二十五の規定は、発電事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「事業の全部又は一部」とあるのは「事業」と、「あらかじめ」とあるのは「その休止又は廃止の日以前の経済産業省令で定める日までに」と読み替えるものとする。

第二十七条の三十三 電気事業（発電事業を除く。）を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電等用電気工作物により電気を供給するとき。

二 (略)

2 6 (略)

第二十八条の三 発電用又は蓄電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを維持し、及び運用する者（小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者を除く。）は、当該自家用電気工作物と一般送配電事業者若しくは配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済

三並びに第二十七条の二十五の規定は、発電事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「事業の全部又は一部」とあるのは、「事業」と読み替えるものとする。

第二十七条の三十三 電気事業（発電事業を除く。）を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電設備により電気を供給するとき。

二 (略)

2 6 (略)

第二十八条の三 発電用の自家用電気工作物であつて経済産業省令で定める要件に該当するものを維持し、及び運用する者（小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者及び特定卸供給事業者を除く。）は、当該自家用電気工作物と一般送配電事業者若しくは配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、氏名又は名称及び住所その他経済産業省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を経済産業大臣に

産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者（第三十一条第二項において「特定自家用電気工作物設置者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 前項の規定による届出に係る発電用又は蓄電用の自家用電気工作物が同項の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたとき。

三 前項の規定による届出に係る発電用又は蓄電用の自家用電気工作物と一般送配電事業者若しくは配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態でなくなつたとき。

四 (略)

(目的)

第二十八条の四 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視、電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の促進及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。

届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者（第三十一条第二項において「特定自家用電気工作物設置者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物が同項の経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたとき。

三 前項の規定による届出に係る発電用の自家用電気工作物と一般送配電事業者若しくは配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接に又は一般送配電事業者及び配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態でなくなつたとき。

四 (略)

(目的)

第二十八条の四 広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。

第六目 業務

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 四の二 (略)

五 入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。

五の二 (略)

五の三 前号に掲げる業務(第二十八条の四十八第一項、第二十八条の五十二第一号及び第九十九条の八において「広域系統整備交付金交付業務」という。)を実施するため、同項に規定する広域系統整備計画を策定すること。

六 十 (略)

2・3 (略)

第二十八条の四十一・第二十八条の四十二 (略)

(情報の提供義務)

第二十八条の四十三 会員は、業務規程で定めるところにより、推進機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気又は蓄電用の事業用電気工作物

第六目 業務

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 四の二 (略)

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。

五の二 (略)

五の三 前号に掲げる業務(第二十八条の四十七第一項、第二十八条の五十一第一号及び第九十九条の八において「広域系統整備交付金交付業務」という。)を実施するため、第二十八条の四十七第一項に規定する広域系統整備計画を策定すること。

六 十 (略)

2・3 (略)

第二十八条の四十一・第二十八条の四十二 (略)

(情報の提供義務)

第二十八条の四十三 会員は、業務規程で定めるところにより、推進機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する

の放電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の推進機関が行う第二十八条の四十第一項第一号に掲げる業務の遂行に必要な情報として業務規程で定めるものを提供しなければならない。

第二十八条の四十四 (略)

(送配電等業務指針)

第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 発電等用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 三 (略)

第二十八条の四十六 (略)

(電気供給事業者の責務)

第二十八条の四十七 電気供給事業者は、推進機関が行う第二十八条の四十第一項第五号に掲げる業務に関して推進機関との間で供給能力を確保することに関する契約を締結しているときは、当該契約を遵守するよう努めなければならない。

第二十八条の四十八 (略)

第七目 財務及び会計

電気の周波数の値に係る情報その他の推進機関が行う第二十八条の四十第一項第一号に掲げる業務の遂行に必要な情報として業務規程で定めるものを提供しなければならない。

第二十八条の四十四 (略)

(送配電等業務指針)

第二十八条の四十五 送配電等業務指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 (略)
- 二 発電用の電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 三 (略)

第二十八条の四十六 (略)

(新設)

第二十八条の四十七 (略)

第七目 財務及び会計

第二十八条の四十九、第二十八条の五十六 (略)

第八目 監督

第二十八条の五十七 (略)

第九目 雑則

第二十八条の五十八 (略)

第四款 供給計画

第二十九条 (略)

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針、広域系統整備計画及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見（供給能力の確保のために必要な措置に関するものを含む。）があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に（当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに）、経済産業大臣に送付しなければならない。

3・4 (略)

5 経済産業大臣は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による推進機関の意見を踏まえ、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的か

第二十八条の四十八、第二十八条の五十五 (略)

第八目 監督

第二十八条の五十六 (略)

第九目 雑則

第二十八条の五十七 (略)

第四款 供給計画

第二十九条 (略)

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取ったときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針、広域系統整備計画及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に（当該年度に電気事業者となつた者に係る供給計画にあつては、速やかに）、経済産業大臣に送付しなければならない。

3・4 (略)

5 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないと認めるときは、電気事業者に対し、その供給計

つ合理的な発達を図るため適切でないと思えるときは、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

6 (略)

(燃料調達の要請)

第三十三条の三 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、発電の用に供する燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品であつて経済産業省令で定めるものに限る。次条において同じ。）の調達が特に必要であり、かつ、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対し、当該燃料の調達を要請することができる。

(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による推進機関への情報提供)

第三十三条の四 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、推進機関の依頼に応じて、第二十八条の四十第一項第一号又は第二号に掲げる業務の適確な実施に資するよう、発電の用に供する燃料に関する情報の提供を行うものとする。

第三十八条 (略)

2 (略)

3 この法律において「自家用電気工作物」とは、次に掲げる事

画を変更すべきことを勧告することができる。

6 (略)

(燃料調達の要請)

第三十三条の三 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、発電の用に供する燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品であつて経済産業省令で定めるものに限る。）の調達が特に必要であり、かつ、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対し、当該燃料の調達を要請することができる。

(新設)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 この法律において「自家用電気工作物」とは、次に掲げる事

業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

一〜四 (略)

五 発電事業であつて、その事業の用に供する発電等用電気工作物が主務省令で定める要件に該当するもの

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

三 第二条の十七第一項(第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)、第二条の十七第二項(第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。)、第二条の十七第三項(第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。)、第九条第五項(第十三条第二項(第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十七條の十二の十三において準用する場合を含む。)、第十七條の三第一項、第十八條第六項若しくは第十一項、第十九條第一項、第二十條第三項若しくは第二十一條第三項、第二十二條の三第三項、第二十三條第六項、第二十三條の二第二項若しくは第二十三條の三第二項(これらの規定を第二十七條の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十七條第一項(第二十七條の十二、第二十七條の十二の十三、第二十七條の二十六第一項及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七條第二項、第二十七條の三(第二十七條の十二、第二十

業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

一〜四 (略)

五 発電事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が主務省令で定める要件に該当するもの

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

三 第二条の十七第一項(第二十七条の三十二において準用する場合を含む。)、第二条の十七第二項(第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。)、第二条の十七第三項(第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。)、第九条第五項(第十三条第二項(第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十七條の十二の十三において準用する場合を含む。)、第十七條の三第一項、第十八條第六項若しくは第十一項、第十九條第一項、第二十條第三項若しくは第二十一條第三項、第二十二條の三第三項、第二十三條第六項、第二十三條の二第二項若しくは第二十三條の三第二項(これらの規定を第二十七條の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十七條第一項(第二十七條の十二、第二十七條の十二の十三、第二十七條の二十六第一項及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。)、第二十七條第二項、第二十七條の三(第二十七條の十二、第二十

七条の十二の十三及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十一の三第三項、第二十七条の十一の四第五項、第二十七条の十一の五第二項、第二十七条の十一の六第二項、第二十七条の十二の十一第三項、第二十七条の十二の十二第四項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十八条の四十六第三項、第二十八条の四十八第四項、第二十八条の五十七、第二十九条第六項、第三十七条の十一、第九十九条第二項、第九十九条の十三、第九十九条の十四又は第百三条の二第三項の規定による命令をしようとするとき。

四 (略)

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二條の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十、第二十八条の五十三第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

六・七 (略)

八 第十七条の二第一項、第二十条第二項ただし書、第二十一

七条の十二の十三及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十一の三第三項、第二十七条の十一の四第五項、第二十七条の十一の五第二項、第二十七条の十一の六第二項、第二十七条の十二の十一第三項、第二十七条の十二の十二第四項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十八条の四十六第三項、第二十八条の四十七第四項、第二十八条の五十六、第二十九条第六項、第三十七条の十一、第九十九条第二項、第九十九条の十三、第九十九条の十四又は第百三条の二第三項の規定による命令をしようとするとき。

四 (略)

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二條の二第一項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十九、第二十八条の五十二第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

六・七 (略)

八 第十七条の二第一項、第二十条第二項ただし書、第二十一

条第二項ただし書、第二十三条第二項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一の四第二項ただし書、第二十七条の十二の十一第二項ただし書、第二十七条の十二の十二第一項又は第二十八条の五十一第一項の規定による承認をしようとするとき。
九〇十六（略）

2
(略)

第二百二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人又は役員は、二十万円以下の過料に処する。

一〇六（略）

七 第二十八条の四十六第三項、第二十八条の四十八第四項又は第二十八条の五十七の規定による命令に違反したとき。

八（略）

九 第二十八条の五十一第一項又は第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十 第二十八条の五十五の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二条の六第四項若しくは第二条の八第二項、第九条第二項若しくは第十三条第一項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第九項、第二十七条の十九第四項、

条第二項ただし書、第二十三条第二項ただし書（第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一の四第二項ただし書、第二十七条の十二の十一第二項ただし書、第二十七条の十二の十二第一項又は第二十八条の五十一第一項の規定による承認をしようとするとき。
九〇十六（略）

2
(略)

第二百二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした推進機関の発起人又は役員は、二十万円以下の過料に処する。

一〇六（略）

七 第二十八条の四十六第三項、第二十八条の四十七第四項又は第二十八条の五十六の規定による命令に違反したとき。

八（略）

九 第二十八条の五十一第一項又は第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十 第二十八条の五十四の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二条の六第四項若しくは第二条の八第二項、第九条第二項若しくは第十三条第一項（これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七条の十三第九項、第二十七条の十九第四項、

第二十七条の二十五第二項（第二十七条の二十九及び第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七第三項若しくは第四項、第二十七条の三十第九項、第二十七条の三十三第四項若しくは第五項、第二十八条の第三第二項、第五十三条、第五十五条の二第二項又は第九十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二・三（略）

第二十七条の二十五第二項（第二十七条の二十九及び第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七第三項、第二十七条の三十第九項、第二十七条の三十三第四項若しくは第五項、第二十八条の第三第二項、第五十三条、第五十五条の二第二項又は第九十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二・三（略）

改正案	現行
<p>（自動車税に関する用語の意義） 第四百四十五条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第一百五十一条第一号イ</u>に規定するエネルギー消費効率をいう。</p> <p>五 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律<u>第四百四十九条第一項</u>の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率をいう。</p> <p>（軽自動車税に関する用語の意義） 第四百四十二条 軽自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律<u>第一百五十一条第一号イ</u>に規定するエネルギー消費効率をいう。</p> <p>九 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化及び</p>	<p>（自動車税に関する用語の意義） 第四百四十五条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第四百四十七条第一号イ</u>に規定するエネルギー消費効率をいう。</p> <p>五 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律<u>第四百四十五条第一項</u>の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率をいう。</p> <p>（軽自動車税に関する用語の意義） 第四百四十二条 軽自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律<u>第四百四十七条第一号イ</u>に規定するエネルギー消費効率をいう。</p> <p>九 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に</p>

非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率をいう。

関する法律第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率をいう。

改正案	現行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設</p> <p>六～三十五 （略）</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設</p> <p>六～三十五 （略）</p>

○金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（鉱害防止積立金の積立て） 第七条（略）</p> <p>2 鉱害防止積立金の積立ては、経済産業省令で定めるところにより、<u>独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構</u>（以下「機構」という。）にしなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（鉱害防止積立金の積立て） 第七条（略）</p> <p>2 鉱害防止積立金の積立ては、経済産業省令で定めるところにより、<u>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構</u>（以下「機構」という。）にしなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>

○石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第二条 (略) 2～5 (略) 6 この法律において「石油販売業」とは、石油の販売を行う事業（経済産業省令で定めるところにより算定したその事業の規模（揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二条第四項の揮発油販売業を行う者については、揮発油販売業以外の石油の販売の事業の規模）が経済産業省令で定める規模以下であるものを除く。以下同じ。）をいい、「石油販売業者」とは、石油販売業を行う者（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）を除く。）をいう。 7～10 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2～5 (略) 6 この法律において「石油販売業」とは、石油の販売を行う事業（経済産業省令で定めるところにより算定したその事業の規模（揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二条第四項の揮発油販売業を行う者については、揮発油販売業以外の石油の販売の事業の規模）が経済産業省令で定める規模以下であるものを除く。以下同じ。）をいい、「石油販売業者」とは、石油販売業を行う者（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）を除く。）をいう。 7～10 (略)</p>

○石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（石炭鉱業構造調整臨時措置法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第三条 廃止日前に新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（以下「旧構造調整法」という。）の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは、「<u>独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構</u>」とする。</p> <p>2 廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第八号に規定する設備資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第八号、第二十六条第二項第九号、第三十六条の四から第三十六条の十一まで並びに第五十三条（旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。）の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第十一号の二に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第十一号の二、第二十六条第二項第十一号の二、第三十六条の二十二並びに同条第二項において準用する旧構造調整法第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一並びに第五十三条（旧構造調整法第三十六条の二十二第二項において準用する旧構造調整法第三十</p>	<p>附則</p> <p>（石炭鉱業構造調整臨時措置法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第三条 廃止日前に新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が買収した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる第二条の規定による廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法（以下「旧構造調整法」という。）の規定中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは、「<u>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構</u>」とする。</p> <p>2 廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第八号に規定する設備資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第八号、第二十六条第二項第九号、第三十六条の四から第三十六条の十一まで並びに第五十三条（旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。）の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第十一号の二に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第十一号の二、第二十六条第二項第十一号の二、第三十六条の二十二並びに同条第二項において準用する旧構造調整法第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一並びに第五十三条（旧構造調整法第三十六</p>

六条の八第五号に係る部分に限る。)の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第十六号の四に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第十六号の四、第二十六条第二項第十七号、第三十六条の二十九並びに同条第三項において準用する第三十六条の六、第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一並びに第五十三条(旧構造調整法第三十六条の二十九第三項において準用する旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧構造調整法第二十五条第一項中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、旧構造調整法第二十六条第二項中「前項の業務の方法には」とあるのは「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二十八条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の業務方法書には」と、旧構造調整法第三十六条の六から第三十六条の九まで及び第三十六条の十一中「機構」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」とする。

(石炭鉱害賠償等臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第五条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法(以下「旧賠償法」という。)第四条第三項の規定により機構が管理している鉱害賠償積立金については、旧賠償法第四条第三項から第五項まで、第五条から第八条まで、第十一条、第十二条第一項第一号、第二十三条及び第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、なおその効

六条の八第五号に係る部分に限る。)の規定、廃止日前に機構が貸付けを行った旧構造調整法第二十五条第一項第十六号の四に規定する資金に係る貸付金の償還については旧構造調整法第二十五条第一項第十六号の四、第二十六条第二項第十七号、第三十六条の二十九並びに同条第三項において準用する第三十六条の六、第三十六条の八、第三十六条の九及び第三十六条の十一並びに第五十三条(旧構造調整法第三十六条の二十九第三項において準用する旧構造調整法第三十六条の八第五号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧構造調整法第二十五条第一項中「新エネルギー・産業技術総合開発機構」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」と、旧構造調整法第二十六条第二項中「前項の業務の方法には」とあるのは「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二十八条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の業務方法書には」と、旧構造調整法第三十六条の六から第三十六条の九まで及び第三十六条の十一中「機構」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。

(石炭鉱害賠償等臨時措置法の廃止に伴う経過措置)

第五条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法(以下「旧賠償法」という。)第四条第三項の規定により機構が管理している鉱害賠償積立金については、旧賠償法第四条第三項から第五項まで、第五条から第八条まで、第十一条、第十二条第一項第一号、第二十三条及び第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、なおその効

力を有する。この場合において、旧賠償法第四条第三項、第五条第一項、第六条第五項、第十一条及び第十二条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」とする。

2 廃止日前に機構が貸付けを行った旧賠償法第十二条第一項第二号及び第三号に規定する資金に係る貸付金の償還については、旧賠償法第十二条第一項第二号及び第三号、第十五条並びに第二十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法第十二条第一項及び第十五条中「機構」とあるのは、「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」とする。

3 第二条の規定の施行の際現に旧賠償法附則第十条第四項の規定により機構が管理している金銭及び国債については、旧賠償法附則第十条第四項、第十一条及び第十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法附則第十条第四項及び第十一条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」とする。

4 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、前項に規定する金銭及び国債を、経済産業省令で定めるところにより、供託することができる。この場合において、これらの金銭及び国債は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であった者が鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百十七条第一項の規定により供託したものとみなす。

5・6 (略)

力を有する。この場合において、旧賠償法第四条第三項、第五条第一項、第六条第五項、第十一条及び第十二条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。

2 廃止日前に機構が貸付けを行った旧賠償法第十二条第一項第二号及び第三号に規定する資金に係る貸付金の償還については、旧賠償法第十二条第一項第二号及び第三号、第十五条並びに第二十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法第十二条第一項及び第十五条中「機構」とあるのは、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。

3 第二条の規定の施行の際現に旧賠償法附則第十条第四項の規定により機構が管理している金銭及び国債については、旧賠償法附則第十条第四項、第十一条及び第十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧賠償法附則第十条第四項及び第十一条第一項中「機構」とあるのは、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とする。

4 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、前項に規定する金銭及び国債を、経済産業省令で定めるところにより、供託することができる。この場合において、これらの金銭及び国債は、鉱業権者若しくは租鉱権者又は鉱業権者若しくは租鉱権者であった者が鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百十七条第一項の規定により供託したものとみなす。

5・6 (略)

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（附則第十五条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一～二十八（略）</p> <p>二十九 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 三十～三十六（略）</p> <p>別表第三（第三十四条の六関係）</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 二十三～二十七（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一～二十八（略）</p> <p>二十九 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 三十～三十六（略）</p> <p>別表第三（第三十四条の六関係）</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 二十三～二十七（略）</p>

改正案	現行
<p>（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例）</p> <p>第二十八条 個人が、各年において、長期間にわたって使用され、又は運用される基金に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、その支出した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に設けられた金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第十二条の規定による鉱害防止事業基金に充てるための負担金</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（原子力発電施設解体準備金）</p> <p>第五十七条の四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により特定原子力発電施設を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の</p>	<p>（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例）</p> <p>第二十八条 個人が、各年において、長期間にわたって使用され、又は運用される基金に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、その支出した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に設けられた金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第十二条の規定による鉱害防止事業基金に充てるための負担金</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（原子力発電施設解体準備金）</p> <p>第五十七条の四 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により特定原子力発電施設を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の</p>

所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 (略)

三 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止の日から同日以後一年を経過する日までの期間（当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第四十三条の三の三十四第二項の認可の申請を行った場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。）内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合
当該猶予期間の末日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

四・五 (略)

6 〽 16 (略)

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）

第六十六条の十一 法人が、各事業年度において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 (略)

三 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に設けられた金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条の規定による鉱害防

所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二 (略)

三 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止につき電気事業法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間（当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第四十三条の三の三十四第二項の認可の申請を行った場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。）内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合
当該猶予期間の末日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

四・五 (略)

6 〽 16 (略)

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）

第六十六条の十一 法人が、各事業年度において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 (略)

三 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に設けられた金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条の規定による鉱害防

止事業基金に充てるための負担金

四・五 (略)

2 (略)

(自動車重量税の免税等)

第九十条の十二 次に掲げる検査自動車（二輪の小型自動車を除く。以下この条において同じ。）について令和三年五月一日から令和五年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除する。

一～三 (略)

四 次に掲げる揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、前号に掲げる検査自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの

転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第

百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以

下この条及び次条第二項において「エネルギー消費効率

」という。）が、同法第百四十九条第一項の規定により

定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の

基準となるべき事項を勘案して財務省令で定めるエネル

ギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消

防止事業基金に充てるための負担金

四・五 (略)

2 (略)

(自動車重量税の免税等)

第九十条の十二 次に掲げる検査自動車（二輪の小型自動車を除く。以下この条において同じ。）について令和三年五月一日から令和五年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除する。

一～三 (略)

四 次に掲げる揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、前号に掲げる検査自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十

四年法律第四十九号）第百四十七条第一号イに規定する

エネルギー消費効率（以下この条及び次条第二項におい

て「エネルギー消費効率」という。）が、同法第百四十

五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器

等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して

財務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号にお

いて「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令

費効率」という。)であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上であり、かつ、基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

ロノニ (略)

五・六 (略)

2ノ6 (略)

和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上であり、かつ、基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

ロノニ (略)

五・六 (略)

2ノ6 (略)

○所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（附則第十八条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（原子力発電施設解体準備金） 第五十七条の四（略） 2～4（略） 5 第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により特定原子力発電施設を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。 一・二（略） 三 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止につき安定的なエネルギー供給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）第六条の規定による改正前の電気事業法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間（当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号</p>	<p>（原子力発電施設解体準備金） 第五十七条の四（略） 2～4（略） 5 第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により特定原子力発電施設を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。 一・二（略） 三 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止につき電気事業法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間（当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第四十三条の三の三十四第二項の認可の申請を行った場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期</p>

（第四十三条の三の三十四第二項の認可の申請を行った場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。）内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合
当該猶予期間の末日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

四・五 (略)

6 〽 17 (略)

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）

第六十六条の十一 法人が、各事業年度において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 (略)

三 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に設けられた金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条の規定による鉱害防止事業基金に充てるための負担金

四・五 (略)

2 (略)

（原子力発電施設解体準備金）

第六十八条の五十四 (略)

2・3 (略)

間。以下この号において「猶予期間」という。）内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合 当該猶予期間の末日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

四・五 (略)

6 〽 17 (略)

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）

第六十六条の十一 法人が、各事業年度において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 (略)

三 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に設けられた金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条の規定による鉱害防止事業基金に充てるための負担金

四・五 (略)

2 (略)

（原子力発電施設解体準備金）

第六十八条の五十四 (略)

2・3 (略)

4 第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により特定原子力発電施設を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二（略）

三 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止につき安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律第六条の規定による改正前の電気事業法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間（当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の三十四第二項の認可の申請を行った場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。）内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合 当該猶予期間の末日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

四・五（略）

4 第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により特定原子力発電施設を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一・二（略）

三 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止につき電気事業法第二十七条の二十七第三項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間（当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の三十四第二項の認可の申請を行った場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。以下この号において「猶予期間」という。）内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合 当該猶予期間の末日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

四・五（略）

5
~
15

(略)

5
~
15

(略)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、
 第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の
 三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十
 四条の五関係）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、
 第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の
 三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十
 四条の五関係）

<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	税率
	(略)	(略)
	(略)	(略)
<p>百六 特定事業者等が設置している工場等に係る登録調査機関の登録</p>	登録件数	一件につき 九万円
	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	

<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	税率
	(略)	(略)
	(略)	(略)
<p>百六 特定事業者等が設置している工場等に係る登録調査機関の登録</p>	登録件数	一件につき 九万円
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 販売電気 次に掲げる電気をいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 一般送配電事業者等が自ら使用した電気（発電又は放電のために直接使用したものを除く。第七條第一項第二号において同じ。）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 販売電気 次に掲げる電気をいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 一般送配電事業者等が自ら使用した電気（発電のために直接使用したものを除く。第七條第一項第二号において同じ。）</p>

○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「副産物の発生抑制等」とは、製品の製造又は加工に使用する原材料、部品その他の物品（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する化石燃料及び同条第三項に規定する非化石燃料を除く。以下「原材料等」という。）の使用の合理化により当該原材料等の使用に係る副産物の発生を抑制を行うこと及び当該原材料等の使用に係る副産物の全部又は一部を再生資源として利用することを促進することをいう。</p> <p>4 13 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「副産物の発生抑制等」とは、製品の製造又は加工に使用する原材料、部品その他の物品（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する燃料を除く。以下「原材料等」という。）の使用の合理化により当該原材料等の使用に係る副産物の発生を抑制を行うこと及び当該原材料等の使用に係る副産物の全部又は一部を再生資源として利用することを促進することをいう。</p> <p>4 13 (略)</p>

に規定する認定管理統括荷主及び同法第百三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）は、エネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。次項及び次条において同じ。）の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に規定する主務大臣」と、同法第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣」と、同法第百七条第一項（同法第百四十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十一条第一項（同法第百四十条第二項の規定により読み替

及び同法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）は、エネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。次項及び次条において同じ。）の使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に規定する主務大臣」と、同法第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項に規定する主務大臣」と、同法第百三条第一項（同法第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定

えて適用する場合を含む。）、同法第三十六條第一項（同法第四十條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十五條第一項の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第一百五條第一項（同法第二百二十三條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第十九條第一項（同法第二百二十三條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第一百五條第一項（同法第二百二十三條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第十九條第一項（同法第二百二十三條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」とするほか、第二十六條から前条まで及び第六十四條の規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

2

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三十一條第二項に規定する認定管理統括事業者であつて同項第二号に規定する管理関係事業者のうちに特定排出者を含むもの、同法第一百七條第二項に規定する認定管理統括荷主であつて同項第二号に規定する管理関係荷主のうちに特定排出者を含むもの又は同法第三十四條第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者であつて同項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者のうちに特定排出者を含むものから、同法第四十條第一項（同法第五十二條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第八十六條第三項、同法第十九條第一項（同法第二百二十三條第二項の規定により読み替えて

により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十一條第一項の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第一百一十條第一項（同法第一百十九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第一百五條第一項（同法第十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第一百一十條第一項（同法第一百十九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第一百五條第一項（同法第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」とするほか、第二十六條から前条まで及び第六十四條の規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

2

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十九條第二項に規定する認定管理統括事業者であつて同項第二号に規定する管理関係事業者のうちに特定排出者を含むもの、同法第一百三十二條第二項に規定する認定管理統括荷主であつて同項第二号に規定する認定管理統括貨客輸送事業者のうちに特定排出者を含むものから、同法第三十八條第一項（同法第四十八條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第八十二條第三項、同法第一百五條第一項（同法第十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同

て適用する場合を含む。)又は同法第三百三十六条第一項(同法第四百零三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告があつたときは、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用については、当該報告のうち当該管理関係事業者、当該管理関係荷主又は当該管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務大臣」と、同法第八十六条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十六条第三項に規定する主務大臣」と、同法第一百九条第一項(同法第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第一百九条第一項(同法第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に規定する主務大臣」と、同法第三百三十六条第一項(同法第四百零三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の

法第三百三十二条第一項(同法第三百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告があつたときは、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用については、当該報告のうち当該管理関係事業者、当該管理関係荷主又は当該管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に規定する主務大臣」と、同法第八十二条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十二条第三項に規定する主務大臣」と、同法第一百五十五条第一項(同法第一百九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第一百五十五条第一項(同法第一百九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に規定する主務大臣」と、同法第三百三十二条第一項(同法第三百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「国土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用に関し必要

規定による報告については「国土交通大臣」とするほか、第二十六條から前條まで及び第六十四條の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「エネルギー使用合理化」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第二条第一項に規定するエネルギー</u>（同条第四項に規定する非化石エネルギーを除く。）の使用の合理化をいう。</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「エネルギー使用合理化」とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第二条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化をいう。</u></p>

改正案	現行
<p>（目的） 第八十五条（略）</p> <p>2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対する出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>ニ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第五号の規定に基づき行う事業（石炭に係るものに限る。）及び同項第十二号の規定に基づき行う事業（石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付けに限る。）に係る補助</p> <p>ホ 備蓄法第四十二条第一項の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行、<u>沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人エネ</u></p>	<p>（目的） 第八十五条（略）</p> <p>2 この節において「燃料安定供給対策」とは、石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 石油、可燃性天然ガス及び石炭資源の開発の促進、石油の備蓄の増強並びに石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産及び流通の合理化のためにとられる施策で経済産業大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する出資金の出資又は交付金若しくは施設の整備のための補助金の交付</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>ニ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第五号の規定に基づき行う事業（石炭に係るものに限る。）及び同項第十二号の規定に基づき行う事業（石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付けに限る。）に係る補助</p> <p>ホ 備蓄法第四十二条第一項の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行、<u>沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人石油</u></p>

ルギー・金属鉱物資源機構に対する補助

へ・ト (略)

三 (略)

3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うものに限る、かつ、海外で行う場合に於ては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対する出資金の出資又は交付金の交付

ハ (略)

ニ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第十一条第一項第七号の規定に基づき行う事業（地熱に係るものに限る。）に係る補助

天然ガス・金属鉱物資源機構に対する補助

へ・ト (略)

三 (略)

3 この節において「エネルギー需給構造高度化対策」とは、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることが緊要であることに鑑み講じられる措置であつて、次に掲げるものをいう。

一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるもの（以下この号において「非化石エネルギー」という。）の開発及び利用の促進並びにエネルギーの利用の高度化の促進のためにとられる施策で経済産業大臣が行うもの並びに内外におけるエネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制（非化石エネルギーの開発及び利用又はエネルギーの利用の高度化により行うものに限る、かつ、海外で行う場合に於ては、我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のためにとられる施策で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつて、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対する交付金の交付

ハ (略)

ニ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第一項第七号の規定に基づき行う事業（地熱に係るものに限る。）に係る補助

ホ・ヘ (略)

二 (略)

4～7 (略)

(歳入及び歳出)

第八十八条 エネルギー需給勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ～ニ (略)

ホ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第十三条第二項及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

ヘ～チ (略)

二 歳出

イ～ホ (略)

ヘ 第八十五条第三項第一号ロの出資金及び交付金

ト～ヨ (略)

2・3 (略)

附 則

第十五条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法附則第六条第一項の規定により独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が石炭経過業務を行う間、第八十八条第一項の規定によるほか、同法附則第七条第一項の規定による納付金であつてエネルギー需給勘定に帰属するものは、同勘定の歳入とする。

ホ・ヘ (略)

二 (略)

4～7 (略)

(歳入及び歳出)

第八十八条 エネルギー需給勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ～ニ (略)

ホ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十三条第二項及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十九条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属するもの

ヘ～チ (略)

二 歳出

イ～ホ (略)

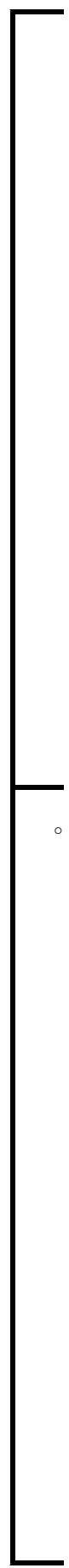
ヘ 第八十五条第三項第一号ロの交付金

ト～ヨ (略)

2・3 (略)

附 則

第十五条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法附則第六条第一項の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が石炭経過業務を行う間、第八十八条第一項の規定によるほか、同法附則第七条第一項の規定による納付金であつてエネルギー需給勘定に帰属するものは、同勘定の歳入とする。



o

改正案	現行
<p>（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例）</p> <p>第六十九条 第六十七条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができ</p> <p>る。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第九条第二項（同法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。次項第五号及び次条第三項において同じ。）、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十七第三項若しくは第四項若しくは第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項</p> <p>六（略）</p> <p>2 福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令・経済産業省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければなら</p> <p>い。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 前項第五号に定める事項（電気事業法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二</p>	<p>（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例）</p> <p>第六十九条 第六十七条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができ</p> <p>る。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第九条第二項（同法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。次項第五号及び次条第三項において同じ。）、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十七第三項若しくは第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項</p> <p>六（略）</p> <p>2 福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令・経済産業省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければなら</p> <p>い。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 前項第五号に定める事項（電気事業法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二</p>

十七第三項若しくは第四項の規定による届出を要する行為に
関する事項に限る。） 内閣総理大臣を経由して経済産業大
臣に通知すること。

六・七 (略)

第七十条 (略)

2 (略)

3 前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の六第四
項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の
二十七第三項若しくは第四項の規定による届出に係るものに限
る。）が記載された地熱資源開発計画が第六十七条第五項の規
定により公表されたときは、同法第二条の六第四項、第九条第
二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項
若しくは第四項の規定による届出があつたものとみなす。

十七第三項の規定による届出を要する行為に関する事項に限
る。） 内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に通知するこ
と。

六・七 (略)

第七十条 (略)

2 (略)

3 前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第二条の六第四
項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の
二十七第三項の規定による届出に係るものに限る。）が記載さ
れた地熱資源開発計画が第六十七条第五項の規定により公表さ
れたときは、同法第二条の六第四項、第九条第二項、二十七
条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項の規定による届
出があつたものとみなす。

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義等)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第六条第二項及び第三十四条第三項</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義等)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第六条第二項及び第三十四条第三項において「空気調和設備等」と</p>

において「空気調和設備等」という。）において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。

三〇五 (略)

2 (略)

(基本方針)

第三条 (略)

2 (略)

3 基本方針は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

4〇6 (略)

いう。）において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。

三〇五 (略)

2 (略)

(基本方針)

第三条 (略)

2 (略)

3 基本方針は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第三条第一項に規定する基本方針との調和が保たれたものでなければならない。

4〇6 (略)

令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。」と、同条第二項中「積み立てた第六十八条の第四第一項」とあるのは「積み立てた所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の第四第一項」と、「係る第六十八条の第四第一項」とあるのは「係る旧効力措置法第六十八条の第四第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「第六十八条の第四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の第四第一項」と、同条第七項中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、「百分の八十」とあるのは「百分の八十（当該事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の七十とし、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の六十とし、同年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業

十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。」と、同条第二項中「積み立てた第六十八条の第四第一項」とあるのは「積み立てた所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の第四第一項」と、「係る第六十八条の第四第一項」とあるのは「係る旧効力措置法第六十八条の第四第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「第六十八条の第四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の第四第一項」と、同条第七項中「百分の八十」とあるのは「百分の八十（当該事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の七十とし、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の六十とし、同年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。」と、同条第九項中「第六十八条の第四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四

用の開始の日が令和二年三月三十一日以前であるものに限る。
）の移転を受けるものを含む。）の施行日以後に開始する各連
結事業年度の旧租税特別措置法第二条第二項第二十二号に規定
する連結所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第六
十八条の四十四の規定は、なおその効力を有する。この場合に
おいて、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」とあるの
は「令和五年三月三十日」と、「第五十五条の二第一項」とあ
るのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八
号）附則第八十七条第一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置
法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五
条の二第一項」と、「おいて同法」とあるのは「おいて金属鉍
業等鉍害対策特別措置法」と、「独立行政法人石油天然ガス・
金属鉍物資源機構」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金
属鉍物資源機構」と、「百分の八十」とあるのは「百分の八十
（当該連結事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三月三
十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の七
十とし、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開
始する連結事業年度であるときは百分の六十とし、同年四月一
日から令和五年三月三十日までの間に開始する連結事業年度で
あるときは百分の五十とする。）」と、同条第二項及び第三項
中「第五十五条の二第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十
五条の二第一項」と、同条第六項中「独立行政法人石油天然ガ
ス・金属鉍物資源機構」とあるのは「独立行政法人エネルギー
・金属鉍物資源機構」と、「百分の八十」とあるのは「百分の
八十（当該連結事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三

用の開始の日が令和二年三月三十一日以前であるものに限る。
）の移転を受けるものを含む。）の施行日以後に開始する各連
結事業年度の旧租税特別措置法第二条第二項第二十二号に規定
する連結所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第六
十八条の四十四の規定は、なおその効力を有する。この場合に
おいて、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」とあるの
は「令和五年三月三十日」と、「第五十五条の二第一項」とあ
るのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八
号）附則第八十七条第一項の規定によりなおその効力を有する
ものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置
法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五
条の二第一項」と、「おいて同法」とあるのは「おいて金属鉍
業等鉍害対策特別措置法」と、「百分の八十」とあるのは「百
分の八十（当該連結事業年度が、令和二年四月一日から令和三
年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは
百分の七十とし、同年四月一日から令和四年三月三十一日まで
の間に開始する連結事業年度であるときは百分の六十とし、同
年四月一日から令和五年三月三十日までの間に開始する連結事
業年度であるときは百分の五十とする。）」と、同条第二項及
び第三項中「第五十五条の二第一項」とあるのは「旧効力措置
法第五十五条の二第一項」と、同条第六項中「百分の八十」と
あるのは「百分の八十（当該連結事業年度が、令和二年四月一
日から令和三年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度
であるときは百分の七十とし、同年四月一日から令和四年三月
三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の
六十とし、同年四月一日から令和五年三月三十日までの間に開

2
月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の七十とし、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の六十とし、同年四月一日から令和五年三月三十日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の五十とする。」と、同条第八項から第十項までの規定中「第五十五条の二第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第一項」とする。

(略)

2
始する連結事業年度であるときは百分の五十とする。」と、同条第八項から第十項までの規定中「第五十五条の二第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第一項」とする。

(略)

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第

号）

（附則第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表（第四十二条、第八十六条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構</p> <p>三（略）</p>	<p>別表（第四十二条、第八十六条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構</p> <p>三（略）</p>

改正案	現行
<p>（総合資源エネルギー調査会）</p> <p>第十九条 総合資源エネルギー調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）及びエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（総合資源エネルギー調査会）</p> <p>第十九条 総合資源エネルギー調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）及びエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2・3 （略）</p>